

平成28年6月7日

平成28年第2回岬町議会定例会

第1日会議録

平成28年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成28年6月7日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	都市整備部長	木下研一
副町長	中口守可	教育次長	廣田節子
副町長	種村誠之	危機管理監	中田道德
教育長	笠間光弘	企画政策監	西啓介
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	水道事業理事	鵜久森敦
総務部長	古谷清	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
財政改革部長	四至本直秀	しあわせ創造部 理 事	串山京子
しあわせ創造部長	古橋重和	都市整備部理事	家永淳
都市整備部理事	早野清隆	しあわせ創造部 高齢福祉課長	池下信行
しあわせ創造部 住民生活課長	波戸元雅一		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年6月7日から6月24日（18日）

○会議録署名議員

6番 松 尾 匡

7番 反 保 多喜男

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。なお、小川議員よりご親族のご葬儀のため遅刻の届け出が出ておりますので、よろしく願い申し上げます。出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。

6番松尾 匡君、7番反保多喜男君、以上の2名の方をお願いします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月7日から24日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月7日から24日までの18日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、平成28年第2回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

まず初めに、先日、政府は世界経済が新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる施策を総動員することとし、消費税率の引き上げ時期を2年半延長することを決定いたしました。

安倍総理はこの決定について、7月の参議院議員通常選挙において国民の信を問うとしております。一方、これに伴い社会保障施策を中心とした財源の確保や先延ばしとなるであろう諸施策について議論がなされているところですが、子育て支援施策、高齢者施策のより一層の充実を図りたい本町としましても、この秋に予定されている政府の補正予算も活用し、事業費の財源確保に努めるとともに、アベノミクスによる内需拡大の動向を注視してまいりたいと考えております。

さて、5月に開催されましたG7伊勢志摩サミットでは各国首脳をお迎えし、伊勢神宮や会場周辺に浮かぶ島々が織りなす風景が世界中の方々の注目を集めたところでもあります。

都会での買い物主流の旅行だけではなく、日本ならではの風景、魅力が発信されたことにより、今後ますます観光客の増加が見込まれることから観光振興へのさらなる取り組みが必要と感じております。

大阪府内においても、ここ数年の訪日外国人旅行者の増加は目に見えて顕著であります。平成27年度関西国際空港の旅客数は約2,400万人となっております。そのうち約70%が国際線の利用者ですが、その主たる外国人旅行者のほとんどが大阪市内や京都、奈良に向かってしまうのが現状であります。

本町は、これらの外国人旅行者の方に地元泉州を訪れていただくため、堺市以南で構成している泉州観光プロモーション推進協議会を通じてインバウンド事業にも積極的に取り組んでいるところでもあります。

また、本町の観光客は平成27年度には127万人を超えるなど、ここ数年順調な伸びを示しております。今後も、地方創生に資する交流人口の拡大に向け、岬町ならではの自然や原風景に触れることのできる観光資源をより一層活用しながら国内外から多くの方にお越しいただけるよう観光施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、平成27年度岬町一般会計補正予算（第8次）など専決処分の承認を求める件が3件、平成28年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件、道の駅みさきの指定管理者指定の件、平成27年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、以上、議案5件、報告1件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。初めに奥野 学君。

○奥野 学議員 一般質問を始めさせていただく前に、去る4月14日の前震、4月16日の本震と、2日に及ぶ震度7の大地震が熊本県で起こりました。

この地震によって、死者49人、行方不明者1人の方々が亡くなりました。心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

そして、1,700人も負傷者の方々にもお見舞い申し上げます。建物被害、全壊8,000棟、半壊1万8,000棟、一部破損7万4,000棟がありました。現在も避難所は約250カ所、1万人を超える方々が避難をされております。

熊本地震から1カ月半が過ぎようとしております。ようやく仮設住宅の入居が始まったとの報道を目にいたしました。今後、一日も早い復旧、復興を願い、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、平成27年度において町有地の適正管理するために管理用フェンスを施工しました坊の山について、改めてお尋ねいたします。

管理用フェンスを設置するというので、以前、説明会を数回開催されましたが、開催日時と説明会参加者数をお教えてください。

そして、最終説明会において耕作者に対してどういう処理で終えたのかお尋ねいたします。

そして、管理用フェンス設置後、担当課として坊の山の管理区域内の耕作物に対する認識をお教えてください。

○道工晴久議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

まず、経緯でございますけども、平成26年3月に、坊の山周辺は町有地であること、また、管理用フェンスを設置すること、そして、私有物、工作物などを速やかに撤去することと記載しました看板を9カ所設置いたしました。

その時点から、耕作者から問い合わせが多数寄せられたところでございます。

説明会でございますが、個別のお問い合わせなり、また説明を除きまして、全体的な説明会は3回開催してきております。

1回目は平成26年6月7日、土曜日でしたが、このとき参加者数は23名でございました。

2回目は平成27年1月24日の土曜日でございます、参加者数が16名でございました。

この時点では、フェンスの設置工事の設計図面等でき上がっておりましたので、図面でフェンスの位置等、また設置工事の内容を説明させていただきまして意見や要望をお聞きしたところでございます。

その場におきましては、適正管理に対する要望や不安の声等もございまして、再度説明会を開くということにさせていただきました。

このため、フェンス設置工事は入札に要する期間でありますとか、また、工期から考えまして年度内執行が困難となったことから、工事予算は繰り越して執行することとしたところでございます。

3回目は平成27年6月7日、これは日曜日でございましたが、参加者数28名を得まして説明をさせていただきました。

このときの説明の内容でございまして、一つは、この時点で具体化してきておりました貸し農園につきまして説明をさせていただいた。

また、町の坊の山に対する適正管理はどういう考え方であるのかということを示させていただきました。

その考え方の1点目は、まず、草刈り等についてでございますが、地元住民さんのご要望なりもありまして、町は近隣住民の意向や要望を踏まえまして、原則として年1回以上町有地の草刈りや立木の伐採を行うということを示しました。

また、施錠なり鍵の管理につきましては、無断で立ち入ることを防ぐために、原則として施錠しますと。

ただし、災害などの緊急時に住民が避難するため、その他、緊急に解錠する必要がある場合を想定しまして、あらかじめ、町と自治区が事前に協議しまして、町と共同で鍵を管理する体制を構築していくという方針を示しました。

3点目は有効利用でございまして、今後の町の方針としまして、坊の山が深日市街地に隣接した貴重な町有財産であることを踏まえまして、その有効利用を図ると。平成27年度は具体化に向けた基本的な調査を行うということを示させていただきました。

フェンスをするとか、鍵をかけるなどというようなご意見はなかったと記憶しております。

なお、フェンス設置工事につきましては、現場者に合わせた施工もございまして、最終請負額は税込みで658万3,680円となったところでございます。

工期につきましてですが、平成27年10月22日から着工いたしまして、竣工が平成28年2月26日でございます。

以上が経緯でございますが、これまで説明会等で住民、耕作者に接してきましたが、土地の所有権を主張する声は聞いておりませんし、無断耕作している者や果実樹、また無断で置いている農機具、倉庫についても特段の権利を主張されている方はいないと認識しております。どなたも町有地であることは認識されているというように考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいまの古谷総務部長の答弁では、耕作者どなたも町有地であることは十分認識いただいているとの答弁でございましたが、私は、現在、南池土地改良区の役員をさせていただいているため、岬カントリークラブ内にある蛸池からかんがい用水路、これは南池土地改良区で管理をしております。

この水路が坊の山内を通過しているため、4月と5月に二度、水路清掃のため総務課の許可を得て管理用フェンスの鍵をあけさせていただき、中に入り清掃作業を行いました。

その作業時に、今なお継続して夏野菜の栽培、トマト、キュウリ、トウモロコシなど、そして果物、ミカン、ビワ、梅、クリ、柿などの樹木が多く植樹されたままになっていることを確認いたしました。また、町道の横に設置されたフェンスの切れ目の横から山に上がって継続して耕作している方も確認しております。

水路清掃時に、私自身、野菜畑6カ所、果物畑2カ所の合計8カ所を現在も継続して耕作しているところを確認いたしております。

今後、その耕作者に対してどのように対処されるのかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

これまで、無断耕作者とはいえご意見には耳を傾け、円滑に撤収が進むよう丁寧に説明してきたと考えております。

また、隣接する住宅地にお住まいの関係住民さんとの信頼関係の醸成にも努めてまいりました。簡単には出入りはできないはずではございますが、ご指摘のように、危険を冒して入っている方がおられるとすれば非常に残念であります。

坊の山につきましては、一旦、きちっとけじめをつけることが重要と考えまして、フェンスを設置し無断立ち入りを禁止し、占有を排除し、町有地について岬町以外の権利主体がないことを確定させるべく進めてまいりました。

安易な対応は今後の紛争のもとと考えております。無断立ち入りの防止の徹底につきまして、安全確保の面からも対策を強化する方向で進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先程、総務部長から安全確保の面からも無断立ち入りの防止の徹底をし、対策を強化する方向で進めていただくとの答弁をいただきました。

今後、私も7月、8月と蛸池水路周辺の草刈り作業があります。総務課の許可をいただき、鍵をあけさせていただき中に入らせていただいたときに、再度、無断耕作が継続されていないか確認させていただきます。

まだ耕作しているようであれば、ご報告させていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

深日港活性化について2点お尋ねいたします。

まず1点目は、深日港・洲本港航路復活のため、以前より田代町長初め、種村副町長が精力的に行動していただいていることに敬意を表する次第であります。

そして、昨年、みなとオアシスみさきの認定もいただき、以前の深日港のにぎわいを取り戻すため、我々議会も全力を挙げて協力しなければと考える次第であります。

本年度も深日港フェスティバル及び試験運航を数回予定いただいておりますが、平成28年3月16日の深日港活性化特別委員会におきまして淡路島、関西空港の定期航路復活のため昨年10月に一般社団法人 瀬戸内海島めぐり協会が立ち上げられたと神戸新聞及び産経新聞の記事が載ったとの報告を受けました。

同協会には、地元淡路市の旅客船を運航する淡路ジェノバラインの社長及び地元有力ホテル、ホテルニュー淡路の会長も名前を連ねておられます。

2007年に休止した関西空港洲本港の洲本パールラインが再開されるのは、近年、急増する外国人旅行者が淡路島に直接流れてしまうことは目に見えております。今後の対策として、私案でございますが、少し考えてみました。

当町には、みさき公園があります。この公園は、現在、ファミリーパークとしての営業形態であります。南海電鉄と早急に協議をして外国人観光客も訪れたいくなるようなテーマパークに改め、また、公園内に新たなホテルの誘致を推し進め、拠点づくりを早急に申し入れを行っていかねければ、我々の航路復活が立ちおくれしてしまうと考えます。

当町の深日港、洲本港と航路の競合することになってしまいます。今後、どのような対処をお考えか、種村副町長にお尋ねいたします。

○道工晴久議長 副町長、種村誠之君。

○種村副町長 お答えいたします。

関西国際空港から我が国に入国する外国人旅客数は、昨年度には1,100万人を超えておりまして、訪問先での消費活動、これによる経済効果を見込みまして外国人観光客を自らの地域に誘導すべくさまざまな主体が取り組みを進めております。

このような中、議員ご指摘のとおり、昨年10月に旅客船運行会社や観光関連企業の関係者らが発起人となり、一般社団法人 瀬戸内海島めぐり協会が設立をされております。

同協会の事業計画を拝見いたしますと、関西国際空港淡路島海上ルートの創設事業は、関西国際空港から入国する外国人観光客を瀬戸内海観光へ誘導するためのリーディングプロジェクトとして位置づけられております。

同協会は、去る4月5日に関西国際空港に着いた外国人旅行客を旅客船で洲本港まで運ぶ試験運航を実施したところ、バングラデシュ人4名が利用されたと伺っております。

深日港洲本港航路も関西国際空港を拠点とした大阪湾南周り観光ルートの一端を担い、泉州と淡路島をリンクするものでありまして、関西国際空港淡路島海上ルートとある程度競合することが予想されます。

このため、外国人旅行客の方に深日港洲本港航路を選択していただけるよう、岬町の観光地としての魅力の向上を図るとともに堺市以南9市4町が連携をした泉州観光プロモーション推進協議会の枠組み等を活用した積極的な広報活動が重要となります。

一方、例えば淡路島を含む瀬戸内海観光を終えた外国人の方が大阪や和歌山等、次の目的地を目指す場合、あるいは大阪や和歌山での観光を終えた方が淡路島を目指す場合の移動手段として南海電鉄との接続にすぐれる深日港洲本港航路が一定の役割を果たすことが期待をされます。

また、深日港洲本港航路は外国人のみならず、大阪と淡路島の間を行き来する日本人観光客の移動手段としても重要な役割を果たすこととなります。

議員ご提案のみさき公園の営業形態をテーマパークに改めることや公園内へのホテル誘致につきましては都市公園法や都市計画法等の規定等を踏まえ慎重に吟味する必要があると考えております。

先日、国の行政機関及び関係自治体を構成メンバーとする深日港洲本港航路に関する連携協議会の第1回会議が開催されました。

本協議会での需要確保方策の検討結果も踏まえ、多くの国内外の観光客の方々に利用していただけるような深日港洲本港航路の再生を目指し取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいまの答弁で十分検討するというような内容であったと思います。種村副町

長から答弁をいただきましたが、来月、7月1日で種村副町長が本町に就任していただいてまる一年がたちます。

任期はあと1年だけあります。今後1年間のスケジュールをどのようにお考えか、改めてお聞きいたします。

そして、深日港洲本港航路復活の最終判断はいつごろになるのか、お聞かせ願います。

○道工晴久議長 副町長、種村誠之君。

○種村副町長 お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、この7月で私が就任して1年が経とうとしております。

この1年の間、田代町長のもと、まちづくり戦略室、あるいは都市整備部と連携をして、関係機関との協議、あるいは船会社への訪問、意見交換を進めてまいりましたけれども、現時点では航路の再生というのは確定はしていない状況でございます、その意味ではご期待を寄せていただいている議員の皆様の期待におこたえできていないのかなと思っております。

先程ご答弁申し上げたとおり、これまで田代町長を中心に各方面に対して航路再生の支援を積極的に要望してきた結果、申し上げたとおり、国の地方整備局が主体となって航路再生に向けた協議会が設立されたところでございます。

この協議会は地方自治体に加えまして、インフラ整備、あるいは海上航路、それから観光施策を所管する国の行政機関がメンバーとして加わっていただいております、それぞれの立場から航路再生に向けて必要なアドバイス、知見をいただけると考えておまして、今後1年の議論によってある程度再生に向けた道筋が立つのではないかなと考えているところでございます。

一方で、町としてもこの協議会の議論と並行しまして引き続き深日港洲本港航路を事業として成り立たせるために町ができることというのをしっかりと見きわめまして引き続き関係機関との協議、あるいは船会社への訪問を進めまして、何とか私の就任期間中に一定の結論が出るように進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 種村副町長の任期はあと1年ということでございますが、スピード感を持って対応し、できることであれば任期中に何が何でも復活をなし遂げていただきたいと思います。

我々議会も深日港活性化委員会が中心となって最大限の協力をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて2点目は、深日港観光案内所の今後の利用状況についてお尋ねいたします。

4月1日より開所されまして2カ月がたちましたが、4月及び5月の案内件数及び案内内容に

ついてお尋ねいたします。

5月の連休後、私は案内所にふらっとお伺いしましたら、案内所内は閑散とし、外にもレンタサイクルが1台も出されておりました。

そして、案内所前の広場は駐車できないとのことでありました。どういうことで置けないのか、お尋ねいたします。

案内件数をふやすため誘導の看板設置などが必要と考えますが、今後、どのような対策を検討されているのか、お尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

深日港観光案内所「さんぼるた」の今後の利用状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、4月、5月の利用状況についてお答えさせていただきます。

深日港観光案内所「さんぼるた」は、皆様のご理解とご協力のおかげをもちまして、本年4月1日、無事オープンすることができ、早いもので2カ月が過ぎたところでございます。

この間、観光情報の発信やみなとオアシスみさきのPRなど、多くの人たちに訪れていただき、港や海岸、観光スポットなどを紹介して、まちの魅力を伝え、親しんでいただけるように努めてきたところでございます。

この2カ月の来場者数でございますが、約1,700人を超え、休息スペースやトイレ、地図コーナーなどの利用がなされているところでございます。

次に、レンタサイクルの状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

レンタサイクルにつきましては、深日港観光案内所「さんぼるた」は、ご存じのように目の前が海でございます、塩害のおそれがございますことから敷地内の倉庫に保管しておりまして、これにかえてのぼりを立てるとか、敷地内に写真を掲示してレンタサイクルについて周知をしているところでございます。

利用状況としましては、2カ月で21件の利用となっております。

また、議員ご指摘のサイクルラックでございますが、これはサイクリストが立ち寄られたときに自転車を停車できるようにラックを2基設置しているところでございます。

次に、案内所前の広場は駐車できないのはなぜかというご質問でございますが、深日港観光案内所「さんぼるた」の敷地は大阪府の港湾施設で、荷さばき地という位置づけになってございまして、なお、フェンスの設置につきましては不法投棄や不法占拠を防止するといった管理面か

ら、施設管理者であります大阪府が設置されているものでございます。

さんぼるたは、大阪府の協力のもと、使用許可をいただき運営しているところとなっております。よりまして、所有者である大阪府からの条件により施設管理から車両の進入を禁止しているところでございます。

車両の駐車スペースとしましては、フェンス外の広場を借用し提供しているところでございますが、現状は釣り客が大半を使用している状況と思われますので、今後、さんぼるたの利用客が使用できるよう駐車スペースについて検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、利用者数をふやすため誘導看板の設置などの今後の対策を検討しているのかというご質問でございますが、みなとオアシスに登録したことによりまして、現在は国土交通省、近畿地方整備局を通じまして大阪府国道事務所に町内の数カ所に看板の設置をお願いしているところでございます。

そのほかにも深日港観光案内所「さんぼるた」としましては、観光の魅力を広く発信し、訪れる観光客の皆様への的確な情報提供を行い、まちのイメージアップを図り、交流人口の拡大に資することを運営方針としまして、鋭意努力をしてまいりたいと考えてございます。

今後とも、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 岬町に以前のにぎわいを取り戻すためには、航路の復活が必要不可欠であります。

航路が復活すれば、おのずと観光案内所が忙しくなってまいります。あす、道の駅みさきの指定管理者の候補者の提案もなされてまいります。岬ならではの特色のあるお店づくりにしていただくことを期待しております。

深日港洲本港航路の再開が決定することになれば、全てが連動してくることになり、岬町全体が元気になってまいりますので、田代町長初め、理事者の皆様方の努力に期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、奥野 学君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

災害に強い庁舎の建替えについて、通告のとおり質問をいたします。

今般の熊本県の地震は歴史的体験のない未曾有の大地震が九州熊本県震源の長期的地震が発生しています。

防災拠点としての指揮所である市役所施設が地震により崩壊して防災対策本部がなくなり、被

災住民はもちろん、災害支援部隊が駐屯する場所がなく、救助作業の指揮すらできない悲惨な災害の現状が1カ月も続いているのを見るに見かねます。

熊本地震の災害を教訓に住民の生命、身体、財産を守るためには、災害時に強い庁舎と防災対策本部があつてこそ住民が守れます。

今般の熊本地震及び今後来ると予想される東南海地震に対応ができる庁舎建替え計画を策定されているのか、また、この建替えの必要な財政確保、基金などの方針を質問いたします。

なお、本年の3月議会においてエレベーター設置に関する一般質問をさせていただいたときに、今後10年をめぐりに財源の確保を図り、長期的建替え計画を立案し、計画的に進めるべきだと苦言させていただきました。

国も今回の熊本地震を教訓に、災害に強い市町村役場の建設の方向性に動きを見せているようです。このような状況を踏まえ、庁舎建替えに関する協議会を早急に立ち上げ計画を策定し、建替え事業に着手することが賢明な選択だと思います。

全体の内容について、一問一答で質問いたしますので、ご答弁をお願いします。

1点目は、熊本県の被災及び被害を見て、今後、発生が予想される大地震に備えた本町庁舎の役割などの基本的な考え方について伺います。よろしく。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えさせていただきます。

4月14日、21時26分、熊本県熊本地方を震央とする前震が発生し、熊本県益城町で震度7が観測されました。

その28時間後の4月16日、1時25分には同じく熊本県熊本地方を震央とする本震が発生し、再び震度7が観測されております。

この熊本地震では、その後も熊本県と大分県で相次いで余震が発生してきておりまして、死者49人、関連死疑い20人、安否不明者1名、負傷者1,803人、避難者数は熊本県で最大時18万3,882人という大災害になりました。

報道によりますと、この地震で庁舎が倒壊の危険から使用できなくなった自治体は、熊本県の人吉市、宇土市、八代市、大津町、益城町の5自治体でありまして、いずれも役場機能を移転させました。

宇土市、八代市、益城町の本庁舎は損壊などのため封鎖されました。人吉市は余震で倒壊するおそれがあるとして本庁舎を閉鎖しております。大津町役場の本庁舎も14日の前震で壁や窓ガラスが崩落するなどの被害を受け、窓口機能を別の施設に移したそうであります。

防災拠点であるべき役場庁舎が被災し、緊急的な救助活動や避難支援だけでなく、その後の復旧活動や通常業務にも支障を来してきております。

大きな被害を受けた益城町では役場機能が麻痺し、住民税手続などの通常業務を再開する見通しが立たない状況となり、また、人吉市や八代市では市内の公共施設に機能を分散して今回の地震の被災者向け罹災証明書の発行業務を初め住民票や戸籍の事務手続などを続けておられると聞き及んでおります。

このような熊本地震の長期化しております過酷な状況を対岸の火事とせず、教訓として生かし、住民の生命と財産を守るため、災害に強い庁舎整備と災害対策を進める重要性、災害対策につきまして事前の備えの重要性を再認識させられたところでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 部長の答弁では、災害対策につきましては事前の備えの重要性を再認識されたがありますが、今後はさらに大地震に備えていただきたい。1点目を終わります。

次に、2点目は、当町役場庁舎は大合併で建設され、築51年になりますが、耐久年数60年とされていますが、老朽化が進み、耐震診断においても危険庁舎の診断も下されています。

この点に係る対応方針について答弁を願います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 本庁舎は昭和40年4月の竣工でございまして、築51年を経過いたしました。

耐震性能の診断結果でございまして、構造耐震指標でありますI_s値が通常求められております0.6を下回っております。

また、総務省消防庁が防災拠点となる建物について必要としている0.9を大きく下回る0.152でございまして、大規模な地震による倒壊や損壊の危険性が高いということが判明しております。

南海トラフ地震など大規模な震災に対する耐震性は乏しいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 答弁では、大規模な震災に対する備えは不十分とありますが、知恵を絞って対応していただきたい。2点目は終わります。

次に3点目、老朽化が進み、耐震がなく危険とするなら、どのように具体的な対策を考えておられるのか答弁をください。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

本庁舎の耐震化工事は極めて困難であると考えております。多額の工事費を費やしまして耐震性確保のために、例えばブレースの新設や耐震壁の増設等を施工していきますと、会議室や事務室の分断が生じ、窓がほとんどとれない場所が出てまいります。

また、地下車庫が耐震壁等の設置で使用できなくなるような不具合が多々出てまいります。

本庁舎には行政の事務機能や防災拠点としての機能以外にもさまざまな機能が求められますが、このような機能を老朽化が進行している本庁舎を耐震化しながら確保していくことは極めて困難と考えております。

建替えの検討を進めることが妥当な方向性と考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 部長の答弁では、建替えの検討を進めることが妥当な方向性の考えであるとすれば、建替えの検討を重ねていただきたい。3点目を終わります。

次に、4点目は、安全な庁舎建設計画がされているとするなら、この建設に必要な財源の確保を考えているのか。

また、多くの自治体では庁舎建替え基金などを設けていますが、これに対する町の考えは、そして、建設費用の基金額はいかほど用意すれば建替えができるのか、答弁を願います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

財政調整基金は約8億8,600万円の残高でございます。また、公共施設整備基金は約1億8,100万円の残高となっておりますが、庁舎の整備を特定目的とした基金は設けられていないというのが現状でございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 回答によれば、庁舎整備を特定目的とした基金は設けられていないとのことですので、建替え基金の積み立てを設けていただきたいということで4点目を終わります。

5点目は、お尋ねのことについて対応されていない点があるのなら、今すぐにでも熊本地震の教訓を心して住民の安全確保をするために、庁舎建設の協議会立ち上げの考えがあるのか、よろしく願います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

先般、庁内に岬町新庁舎建設庁内検討委員会を設置いたしまして、去る5月30日に第1回検討委員会を開催したところでございます。

この委員会におきましては、新庁舎の建設に係る基本的方向に関すること、また、新庁舎の適地、規模、内容及び資金計画に関すること、業務継続計画に関すること、その他、新庁舎建設に必要な事項を調査、検討することとしております。

第1回目の検討委員会ということで、基本計画的なものはまだ定まっておりますが、実現可能な計画とするため、必要となる庁舎の機能は確保しつつ、コンパクトな建物とすること。

また、福祉施設や生涯学習施設との複合化、また、資金計画については民間活力の活用による財政負担の軽減や将来を見据えた予算の平準化策、設計施工一括発注方式などにつきましても調査検討をしていくことを考えております。

基本構想的なものが見えてまいりましたら、議会、住民、外部の学識経験者等のご意見をお聞きする手法や、組織の設置などを進めるということを考えております。

他市町の先例等も参考にしまして議論を深めてまいります。

また、検討委員会におきましては、業務継続計画につきましても調査検討をすることとしております。

地震等により大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うこととなる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えております。

しかし、過去の災害では自治体自身が被災し、庁舎や電気、通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところでありまして、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により業務継続性を確保していくことが極めて重要であるとされております。

このことにつきましても、調査検討を進めてまいります。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 答弁によれば、検討委員会を設置したとありますが、今後は委員会で建設の調査を慎重に進めていただきたい。これで5点目を終わります。

次に、6点目は田代町長にお聞きします。

国も今回の熊本地震を教訓に、災害に強い市町村役場の建設の方向性に動きを見せているようです。町としても今般の地震を心して、住民の安全確保をするために、庁舎建設の協議会の立ち上げをと思いましたが、岬町新庁舎建設庁内検討委員会が発足したと答弁がありましたので、委員会で早急に検討を重ね、早急に計画を取りまとめ、また、この計画による庁舎建替え方針などを明らかにする必要があると考えるが、この考えについて田代町長の考えを伺いたい。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

この庁舎建替えの問題については、かねがねから議会のほうからもご指摘をいただいております。

優先順位が一番でないかとか、早急に庁舎の建替えが必要でないかとかいう質問を個々の議員さんに私も就任以来ずっとこのことについては皆さんから厳しい叱責を賜っております。

その間、今回、議員のおっしゃる質問のとおり、熊本県の地方の震災において甚大な被害が発生し、その中で防災拠点であります本部庁舎が倒壊をしたと、倒壊というのか半倒壊と、そういった状況で機能不能になったということで国のほうも一つの大きな問題として取り上げているのも事実であろうかと、このように思っております。

我が町もこのことを踏まえて、以前から議会の皆さん方のご指摘を受けて、まず、とりあえず庁舎が万が一倒壊、半倒壊した場合、機能不全に陥ったことを考えた場合に、そういった防災の国に対する受信、発信ができなくなるということから、先程他の議員さんからも坊の山のご質問もございましたけれども、まず、一時的ではありますけれども、坊の山に本庁舎の屋上にあります受信基地、いわば一番貴重な防災拠点となる基地でございますけれども、この基地を坊の山に移し、そして、この4階に備蓄をしております、そういった備蓄倉庫も坊の山に新たに設置して急場をしのご必要がある。これも喫緊の課題であるということから、現在、総務部長が答弁しておりますけれども、その事業。

また、危機管理監のほうでは、そういった設備に係るそういった事業を今、進めているところであります。

そこで、本舎の建替えについてでございますが、何分、第一には私は子どもたちの学校、保育所、そういったところを優先に考えてきておりましたことも事実であります。

また、そしてその反面、先程答弁をさせてもらったとおり、坊の山の基地の移転、そのことも並行して考えてまいりました。

ところが、庁舎が建替えが必要という、いわば二次診断も受けております。耐震化の診断を受けたんですけれども、全く、先程総務部長が答弁しましたとおり、耐震化以上に厳しい、箱状の中での耐震化ということで非常にこの問題については建替えを要する以外にないなということの結論に一応至っております。

そんな中で、熊本地方の震災を受けて、私どもも、やはり庁舎も同時に並行して考えていく必要があるということから、現在、庁舎の部長を中心とする中で今回、協議会を設置して、至急こ

の検討に当たるようにという指示はいたしております。

ただ、このことについては多額の費用がかかります。そんなことから、現在は他の事業については国の交付金事業、また補助事業等々がございますけれども、この庁舎については町単独事業でございます。

と言いますのは、議員の皆さん方の中にも研修の中で和歌山のほうに震災に対する庁舎の建替えということで研修もされたかのように報告を聞いておりますけれども、我が町の庁舎建替えについてはどの角度から調査してもやはり町の単独事業、つまり、20億円要るのか30億円要るのか、まだ検討はしておりませんが、そういった基金を直ちに捻出するというのは非常に厳しい状況にあります。

ご指摘のとおり、まだ庁舎建設基金も確保しておりません。そんなことで、私はことあるたびに、特に町村会の総会等で大阪府の関係の方がおいでになったときに、やはり今後、国へ要望して、庁舎も補助事業に加えるべきだということを私も口酸っぱく申し上げてきました。

今後、国もこのことについて重たい腰を上げるだろうとは思っておりますけれども、そう早急にはいかないのではないかなと、このように思っております。

そんな中で、中学校、小学校は全て終わっております。保育所も、多奈川については多奈川小学校に併設をいたしておりますし、深日についても今年度深日小学校に保育所を併設しておりますので、あと残りは、淡輪保育所が耐震ができておりません。幼稚園については耐震化ができた建物と、このように報告を受けておりますので、直ちに今年度は議員の皆さん方のご了解をいただかないといけないのですが、まず、今年度は淡輪の保育所がおくれておりますので、早急にその事業計画を立てて、来年度は耐震化計画をしまいたいと、このように思っております。

そんな中で、まだまだ町民体育館とか公民館とかいろいろ耐震化する必要のものが公共施設の中には優先順位的には並行してやっていかなきゃならないものが数々あると思っておりますけれども、この庁舎の建替えについては今しばらく、庁内検討協議会の意見をまとめて、その後、住民の皆さん方の意見も十分聞く必要があると、このように思っておりますので、そういったことも含めて、一時たりとも時間の余裕がないということだけはしっかりと受けとめておきますので、今、早急にどうするのかということについては今しばらく結論は申しわけございませんけれども、待っていただきたいと、このように思っております。

当面は坊の山のほうへ基地を移転する、このことを早急の事業としておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 田代町長の答弁で考えはよくわかりました。

本当に、財政難と他の公共施設もやらねばならない事情もあると思いますが、庁舎建設検討委員会を立ち上げる決断を決定されたことは住民の安全・安心の確保につながる第一歩を進めたと評価します。

引き続き早急な対応をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名いただきました健寿会の竹原伸晃でございます。

指名いただきました道工議長、ありがとうございました。

平成28年6月第2回定例会に参加させていただくに当たり、一般質問を行わせていただきます。

通告に従って進めさせていただきます。

始まる前に、前回の3月の議会におきましては、会派代表質問ということで、同じようにこの場に立たせていただいたんですけども、そのときには町長が不在だということで、その中で皆さんに一生懸命答弁していただきまして、それなりに理解をいただいたんですけども、今回、このように田代町長が復帰されまして、先程の和田議員の答弁にもありますように、しっかりと答えていただいていることが、何とありがたいことかと思う次第でございます。

不在におかれましては、職員さんの一生懸命な頑張りがわかりますけど、議会議員としては少し戸惑うところもあったんですけど、今回、答弁を求めるに当たりまして少し耳の痛いこともあるとは思いますが、精いっぱい答弁いただきたいなと、このように思います。

質問の一つ目でございますが、徘徊高齢者の対応についてという議題でございます。

突発的な事案でございましたけども、私の住んでる地元のすぐ近くで起こったことでございまして、そこで近所の住民が大変な事案に遭いました。

そこで、私も住民の一人として活動するに当たって、少し確認しておきたいなということからこの一般質問において取り上げさせていただきました。

役場でホームページを見ますと、徘徊高齢者につきましてはSOSネットワークという取り組みがあるということで、これができるときに当たって、私も議会議員として参加していたんですけども、どこからどこまでが家族で対応しなければならないのか、どこからどこまでが地域で対応するのか、どこからどこまでが役所のほうで見てもらえるのか、また、警察のほうでしなければならないか、その趣旨と仕組みにおきまして、まだまだ勉強ができてませんでして、その点、

緊急の案件についてなかなか対応できなかったということがありますので、この際、確認させていただきたいと思うのと、そのSOSネットワークにおいて活動状況を一回確認させていただこうと思います。

ご答弁をお願いします。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

我が国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推定されておりまして、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者に達すると見込まれてございます。

このように認知症高齢者の増加とともに、平成25年に認知症に係る行方不明の届け出数が1万件を超え、今後も増加していくものと考えられますことから、本町では認知症等により徘徊のおそれがある高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関の支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全と、その家族への支援を図ることを目的とした岬町徘徊高齢者等SOSネットワークを平成26年1月に施行したところでございます。

まず、この制度をご利用いただくには、徘徊等のおそれがある方を事前に登録をしていただく必要がございます。

また、登録された方が行方不明になった場合は、警察署に届けていただいた上で町に届け出をいただき、届け出を受けた町は服装など必要な情報をお聞きした上で協力機関に情報を提供するというものでございます。

また、協力機関は日常業務において可能な範囲で目撃情報や、その他情報提供など捜索等に協力をいただく仕組みとなっております。

また、時間帯にもよりますが、ご家族の同意が得られた場合は防災行政無線により捜索等の協力もお願いをしているところでございます。

なお、この制度は原則、事前登録制ではございますが、登録がなくても岬町への届け出と同時に登録することで対応しているところであり、現在の協力機関は、民生委員児童委員協議会を初め、町内42の事業所等が登録をされております。

また、このネットワークはこれまでに4回利用をされてございます。

徘徊高齢者等は、思いのほか遠くまで歩いていることも多いことから、市町域を超えた広範囲な連携を行うため、泉佐野市以南3市3町で泉州南圏域市町徘徊高齢者等SOSネットワークを平成27年4月に構築をしたところでございますが、今後、和歌山市との連携も検討していく必

要があると考えております。

また、参考でございますが、警察庁においても、認知症の特性などを踏まえた措置を含め、認知症に係る行方不明者の早期発見、保護に努める旨の「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について」という通達文書を通知しているところでございます。

今後とも、ネットワークの強化に取り組むとともに、本制度の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁におかれましては、このネットワークというのは事前に登録して、そういうおそれのある方を地域の人々で見守りましょうというようなことであって、徘徊の方々を捜すことではないというような答弁でございました。

実際、当事者が、今回の3月24日の場合は届け出されてなかったというのが現状でございます。その方を捜すに当たって登録するところから始めるのと、また、登録したと同時に警察に届けるといったことから始めるということで、やっぱり一歩、二歩おくれたのかなと感じております。

やはり、徘徊で対応するには一刻も早く対応したほうが捜すエリアというのが狭くていいのかなど。

実際の話ですけれども、夕方、大体帰ってこないということを発見するのが、夕食時にお父ちゃんか帰ってこないと気づいてですので、役所も閉まっている時間になってくると思います。

地域住民で一生懸命捜しました。6時前後ぐらいからずっと捜し始めて、近所声かけて、30人、40人、50人体制でずっと捜しているんですけど、3時間、4時間も出てこなかったら、皆さん必死になって、足痛くなるぐらい捜しているんですね。

そういうところで、以前、地域の消防団なりで捜索したこともございますが、この高齢福祉のSOSネットワーク等、そういう危機管理部門の消防団というところで連携というのがあるのかなのか、一度確認させていただきたいなと思います。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 徘徊高齢者等のSOSネットワーク担当部署と危機管理担当部署とは連携をとってございまして、必要に応じて消防団や自治区長連合会に協力を要請する場合は危機管理担当部署から連絡をすることになってございます。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道徳君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

徘徊高齢者等による行方不明者の検索につきましては、しあわせ創造部長からの答弁のとおり、岬町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要項に基づき危機管理担当が所管しております消防団、自治区長連合会はともに協力機関とされており、日常業務において可能な範囲内で検索を行うこととしております。

行方不明者の検索に関する消防団の検索協力について、近隣市町では基本的には行っていないと聞き及んでおります。

ただし、過去には警察の依頼により、検索協力を行った事例も聞き及んでおります。本町におきましても、過去には警察署からの依頼により検索協力を行った事例もございます。

今後の事案につきましても、まずはSOSの枠組みの中で検索協力を行いつつ、警察署からの検索協力の依頼があった時点におきまして、町長並びに消防団長との協議の上、検索活動に協力してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、しあわせ創造部長と危機管理監から答弁いただきました。

この徘徊高齢者というのは、役所のほうで対応できるところというのは、やはり限られてくるのかな。やはり、各部のものの意識一つというのが重要になってくるのかなと思いつつ、やはり、これから今後も少子高齢化が進んでいくに当たって、こういう事案というのが増えてくると考えられます。

先程も部長のほうから答弁がありましたけども、平成25年で1万件以上の徘徊事案が出てくるということで、岬町はどこかに行きやすい地形でもあるんです。

捜す範囲というのも広いですから、こういう事案に対して、やはり予防をしておかなければならないと考えます。

その予防施策、対策について、今、取り組まれていることがあるのならば披瀝していただいて、なければ、早急に対応していただきたいと思いますが、ご答弁できますでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、認知症でございますが、認知症による徘徊の原因には、自分自身が今どこにいるのかわからなくなったり、周囲の状況や時間を正確に確認できなくなる見当識障害がございます。

また、自分自身が物事を忘れてしまうことに強いストレスや不安を感じるようになって、自分が安心できる場所を求めて徘徊してしまうことも原因の一つと言われております。

徘徊の症状が出ますと、それを介護するご家族も徘徊が心配で気が抜けないなど大きな負担と

なります。

徘徊予防に必要なことは、まず不安を取り除くことが大事であると言われてございます。

認知症による徘徊は、目的がなく外出しているわけではないので、無理やり外出や行動を制限させることはかえって逆効果になりかねません。

徘徊することを強引に防ぐのではなく、ご家族の方が認知症について正しく理解をしていただき、おらかな気持ちを持って本人の行動を支えてあげることが必要ではないかと考えております。

しかし、介護するご家族の力で徘徊を防ぐには限度もございますので、近所の方など、地域の方の協力をお願いしておくというのも一つの方法かと考えております。

そのため、本町では認知症の人やその家族を支える地域づくりを進めるため、認知症の人の特性、特徴や接し方など、認知症について正しく理解をしていただき、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、認知症の人やその家族の応援者である認知症サポーターの養成に努めているところでございます。

また、徘徊対策といたしましては、現在、岬町徘徊高齢者等SOSネットワークに登録された方に、登録した番号と岬町のマークを記載した蛍光色で光る認知症見守りステッカーを配付する準備を進めてございます。

このステッカーは靴の踵などに貼っていただくことで、行方不明になった際に、徘徊者の顔や特徴がわからなくても、このステッカーを目印に搜索等ができるということから、早期発見に役立つのではないかと考えておるところでございます。

また、そのほか、国が認可したGPS搭載機器が介護保険給付の福祉用具対応サービスで利用できるようにもなってきてございます。

本町といたしましては、徘徊も含め認知症についての啓発を積極的に行うとともに、地域包括支援センターには認知症地域支援推進員を配置いたしておりますので、徘徊予防、また、対策も含めて徘徊が心配、どう対応したらいいのかわからないという方は地域包括支援センターにご相談をいただきたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま部長から、現在の取り組み並びに今後の予定をお聞きして、やはり、対応が年々と変わってきているなというようにも感じております。

こういうことを、やはり対象になるであろう家庭にどのように告知できるかというところが課題かなと思いますので、岬だよりだけではなしに、いろいろな方法で取り組んでいただければと、

このような事案が少なくなって、住民の命を守るための施策を進めていただければと思います。

1 番の徘徊高齢者の対応につきましての質問はここで終わらせていただきます。

大きな2 番ですが、町長不在時の緊急体制についてという見出しでございます。

実際にあった案件なんですけども、これは緊急でございます。私自身も実は腰痛持ちでございまして、倒れた経験もございます。

昨年末にもまる一日、二日動けないということもございました。私の年でこうですから、やはり誰がどこでどうなるのかはわからない事案でございます。

その中で、町長には日々、激務を行っていただいていると私は感じております。と言いますのは、何があっても現場主義、いつでもどこに行っても町長がおられる。また、町長の部屋には在室中には常にお客さんが来ていて話をされているという認識でございまして、そこで執務をとられている中、やはり町長の体を、ご自身はいけると思われているかもわかりませんが、ご自愛いただきたいなど、このように思っているんです。

そこで、この質問になるんですけども、町長の仕事というのはたくさんあると思います。こういった立場、こういった立場とたくさんあると思いますが、その指令系統と権限の確認を一度担当部長から答弁していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 まず、町長の権限についてでございますが、竹原議員の不在という意味の中で、いわゆる日常業務をしている中での代決をする部分、これにつきましては事務決裁規定の中で代決というものを設けているわけでございます。

ただ、先程の趣旨といたしましては、いわゆる不在という意味合いでございますから、長に事故がある場合とかという意味合いでのご質問ということでございますので、その意味から私のほうから説明させていただきたいと思います。

ですから、一般的に日常業務におきましては、事務決裁規定の中でやっているということでございます。ただ、職務代理者という意味合いになれば、町長の裁量分野でございますから、私からは事務方としての考え方を述べさせていただきたいと考えております。

地方自治は、本来、住民の意思と責任に基づいて行われるものでございますので、住民の選んだ代表者である町長が自らの判断と責任のもとで当該自治体の事務を行うものとされております。

秘書業務の事務方といたしましては、住民の選んだ代表者である町長の政策が事務方の各職員が町長と全て同じ考えでなくとも、行政の運営は住民が選んだ町長の施策を実現させることが地方自治の本分であると考えております。

次に、町長不在時、いわゆる職務代理者における委任できる範囲と権限についてお答えいたします。

地方自治法第152条では、長の職務の代理として普通地方公共団体の長に事故があったとき、または長が欠けたときは副知事、または副市町村長がその職務を代理するとされております。

岬町において、町長に事故があるとき、または町長が欠けたときは岬町副町長事務分担規則により中口副町長が職務を代理するということが既に規定されておるところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、まちづくり戦略室長のほうから答弁をお聞きしました。まったくもってそのとおりでございます。

そこで、もう一つ確認させていただきたいのが、職務代理者を置く基準についてということでございます。

3月においては、これもまちづくり戦略室長のほうから、もうすぐ町長が出てきますのでという答弁が何回かあったと思うんですけども、それが、やはり体のことなんで、どうなるかわからないところで、ちょっと長引いてしまったところはあるんですけども、学校でいうと、校長先生不在のときは教頭がとるとかというような決め事がございます。

そのような感じで、岬町の場合、基準というのはないのであろうかというのと、ないのであれば基準を設けるべきではと思うんですが、その点について見解はどのようになっておられますでしょうか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

職務代理者を置く基準という意味合いでございます。地方自治は先程も申し上げたとおり、住民の意思と責任に基づいて行うものでありますので、住民が選んだ代表者である町長自らの判断と責任のもとで当該自治が行われると考えているところでございます。権限につきましても、職務代理者が原則として町長の職務権限等の全てに及ぶものでございますが、町長の身分なり資格なりを要件として町長に付与された職務権限等については一般的に職務代理者の代理権は及び得ないということもございます。

事務方といたしましては、町長の最終的な判断について、住民が直接選んでいない者が町長の代理者として最終的な判断を長期にわたり行うことは望ましい状態であるとは考えておりません。

よって、町長に事故ある場合は、不在の場合におきましても町長自らが職務の意思が決定でき、職員を指揮できる状況にあれば、安易に職務代理者を設けるものではないと解しております。

地方自治法第152条におきましては、長に事故があるとき、または長が欠けたときは副知事、または副市町村長がその職務を代理すると規定されておりまして、長に事故があるときとは長期または遠隔の旅行、病気、その他何らかの事由によりその職務を自ら行い得ない場合をいうとされております。

具体的には、長がその職務につき、自ら意思を決定し、かつ事務処理について職員を有効に指揮監督し得るか否かによるとされておる状況でございます。

町長自らが職務の意思決定ができ、職員を指揮できる状況にあれば、職務代理者を設ける必要はございません。

また、職務代理者につきましては、既に岬町副町長事務分担規則、また岬町長の職務を代理する職員を定める規則等で設けているところでございます。

そういう意味で、設置基準の内規を設けるという考え方は現在のところございません。

職務代理者の設置は法の基準に基づき、そのときどきの状況に応じて対処してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁では、私の考えるところの意図するところではなかったんですけども、実際問題、このようなことも気にしておかなければ、今後、どのようなことが起こっても速やかに当たっていけるようにしておくほうが、当事者におかれましても物すごく安心できるころだと思ふんですよね。

いろいろ調べさせていただいたところ、インフルエンザで入院するに当たって職務代理を置いているところも中にはあるのでびっくりしたんですけど、今回の場合、そうではないと、それはちょっと行き過ぎだなとは思ふんですけども、長としてのプレッシャーというのはかなり大きなものだと思いますし、それが病気の治る足かせにならないかということがとても心配だったので、できることは代決できる者がしていただいて、体をご自愛していただきたいなど、このように思ったところでございますので、この問題におきましては、また行く行く考えたいなと思います。

町長不在時の緊急体制についての質問を終わります。

三つ目でございます。「学校生活を楽しく安全に過ごす方法について」といった見出しでございます。

私が一般質問に立つのは、大抵6月は産業関係、9月に教育分野関係、12月に防災関係ということで自分の中で決めさせていただいていたのですが、今回、教育分野も入れさせていただいたというのは、私自身身近に起こっていることございまして、ちょうど娘が中学校に入学

したといったこともあり、その娘の友達の親からもいろいろな話を聞き、そこでこういうことはどういようになっているのかな、こういように変えてもらいたいんやけどといういっばいの要望をお聞きすることがございまして、今回の質問に至っております。

そのうちの大きな一つでございまして。小中学生と携帯電話のかかわり方といったこととございまして。

携帯電話、ほとんどがスマホと呼ばれているものでございまして、時代背景がどんどん進んでございまして、これは、データは取っていないんですけども、取ってほしいところとございまして、小学生の中でも、中学生の中でもかなり携帯電話を持たれている方の割合が増えてきていまして。

また、その携帯電話を使う中身について、今までは電話をしているだけといった、そういう認識ではなしに、やはりグループでメールをやりとりする。また、情報を交換するにしても、一つひとつ、私でもついていけないところとございまして。

そういようなところで、小中学生と携帯電話の距離がとて近くなっているところで、学校現場と、また親たちと、教育委員会、また当事者である子ども等々でどういったことになっているのか、賛否両論あると思ひますけども、スマホを使うことができるようにできないのか。

具体的に言ひますと、学校に持って行かせてもらいたいというのが要望でよくあるんですね。でも、学校現場としてはいろいろな問題があると思ひますよ。学校に携帯を持ってくるなんてと、私の常識では考えられないことなんですけど。

でも、クラブ活動で遅くなったりしますし、また、こういよう時代ですから少女の連れ去り事件、殺害された事件もあつたと思ひます。

また、携帯を持っていることで、どこにおるかかわかるといっただ、検索ができるという面もございまして、また、先程来、話があるように、大規模震災なりがあつたときにすぐつなぐことができるというのとできないのとでは対応が違うかなと思ひますし、とにかく子どもと連絡をとるに取れないというのが現状とございまして。

そこで、問題を共有できる場というのを一度つくつていただきたいなと思ひますが、そういようことは教育委員会の中で検討していただけるのかどうかといっただ点で質問させていただこうと思ひます。

ご答弁お願ひします。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 ご質問いただきました小中学生の携帯電話の使用に關しましてお答ひさせていた

できます。

議員おっしゃるとおり、もはや国民の一部とも言われる便利な携帯電話、スマートフォンですが、犯罪に巻き込まれる危険性、メールやネット上でのいじめ、特に無料通話アプリ内でのグループ外し、仲間外しなどの問題が山積し、利便性のよさとは裏腹に利用の危険性についてメディアなどで頻繁に取り上げられているところです。

大阪府におきましても、携帯・ネット上のいじめなどの問題への対応策の検討を行う必要があると考え、平成20年度に携帯・ネット上の課題対策会議を設置し、携帯・ネットに関する児童・生徒の実態把握や生徒指導の課題への対応策の検討を行い、学校、保護者、地域が連携した未然防止の方策について取りまとめています。

児童・生徒の携帯電話によるメールやインターネットの利用増加に伴い、特定の児童・生徒に対する誹謗・中傷や、犯罪も急速に巻き込まれるなどの危険に児童・生徒がさらされているなど、社会的関心も急速に高まっている現状を受けて行ったもので、この会議において6つの課題が挙げられました。

1つ目といたしましては、児童・生徒の携帯電話への過度の依存傾向から脱却させる方法。

2つ目、携帯電話所持に伴う危険性の児童・生徒への周知と、被害から守るための対処方法の指導。

3つ目としまして、被害を受けた児童・生徒やその保護者に対する効果的な相談体制の確立。

4つ目、加害行為が犯罪につながることの児童・生徒への周知。

5つ目、学校における携帯電話の使用に関する方針の明確化と指導。

6つ目、家庭におけるルールづくりと携帯電話の危険性についての保護者への啓発という内容でした。

これを受けて、大阪府では、「実行しよう7つの提言」を学校、家庭、児童・生徒に向けて行っています。

抜粋して紹介いたしますと、1つ目に、小中学校は学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止。府立学校は、校内において原則使用禁止。

2つ目といたしまして、「家庭で話し合い実行する5つの約束」といたしまして、フィルタリングの利用を徹底する。帰宅後など、適切な使用時間を決める。知らない人からのメールに返信しない。個人情報や安易に教えない、書き込まない。持ち込み禁止など、学校の規則を守るという内容でした。

3つ目といたしまして、入学、卒業時など、適切な時期における効果的な指導と工夫ある周知、

啓発。さらに、携帯・ネット上の誹謗・中傷は犯罪への入り口であるという指導の徹底などです。

現在、本町の小中学校では、この提言を重視し、学校内及び児童・生徒、保護者への対応を行っており、校内への携帯電話、スマートフォンの持ち込みを原則禁止していますので、保護者の皆様のご理解をお願いしたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま教育次長から答弁いただきました。

答弁の中で、文部科学省も通知を出しているといった中で、平成20年とか平成21年の話でございます。現在、何年でしょう。平成28年、もう7年前。スマホをお持ちでしたか。そうじゃないんですね。

実際、時代というのはどんどん進んでいるんですね。この議会においても、今議会からスマホを持ち込んでよろしいというようにもなっております。学校現場というのは、もっとどんどん進んでいるんですね。

そこで、一番頭を悩ませているのは、やはり、学校現場をつかさどってる教員の先生、校長先生というところでございます。

そこに、私たち親世代がどれだけ子どもたちに指導できるかというところにかかってくると思っております。私はそう思うんですけども、やはり、各家庭において家庭の事情というのもどんどん変わってきております。下校途中でどうしても子どもと保護者が連絡をしなければならないという事案がとても多いんですね。

中学校の入り口のところの交通渋滞、子どもの送り迎えですか、送りのときはおろすだけでいいんですけど、迎えのときの渋滞。次長だったら、よくわかっていると思いますけども、かなり並んでいますよね。

これは、携帯が持ち込めたらそういうことが解消できるのかと、そういう安易な話ではないと思うんですけど、やはり、連絡をつけることができる、できないとでは少し違ってくるのかな。親の負担が全然違うんですね。

登下校での事件の話もしましたが、岬町というのはエリアが広いんですね。遠くは小島、西畑、東畑、孝子。淡輪に行きますと望海坂のてっぺんまで。自転車で通学されている子にあっては30分以上こぎ続けて家に着く。そういうお子さんもいます。

そんな中で、実態がどうであるのか、親の気持ちはどうであるのか、先生の気持ちはどうであるのかということ、やはり持ち寄って、現在に合ったいい方法を見つけていただきたいな、こういう場を教育委員会、もしくは教育委員会の所管するそういう実行している委員会というんで

すか、地域協議会みたいなものもありますし、そういうところで、みんなで意識を共有して取り組んでいただければなど。まずは、アンケート調査から始めていただきたいなと思います。

とにかく、5年も6年も前とは全然違うんですから。そこをご理解いただいて携帯電話にかかわることをお願いしたいと思います。

携帯電話のことはこれで終わりにしまして、次の質問で、中学生のクラブ活動と地域のスポーツ活動が連携できないかということを通告させていただいております。

実際に、中学校の現場というのを見てきました。数年前までは、教室が結構埋まっていて、3年生、2年生、1年生と5クラス、6クラスとかで、16クラスあったのが、現在、4クラス、4クラス、3クラスですか、数が減ってきております。

そんな中で、何がと言いますと、教室の数が減ると教員の数も減るんですよ。そしたら、教員の数が減るということは、そのクラブ活動をしている先生の負担が増えるのではないかと、このように思うんです。

実際の話、岬中学校はクラブ活動、物すごく熱心で、一生懸命取り組んでいただいて好成绩をおさめるクラブも多々あるんです。

また、クラブだけではなしに、クラブのよくできる子は学業もよく頑張っていて、学業のほうも伸ばせるといった中、そういうデータもあると思いますけども、文武両道目指して運動に取り組んでいただきたいと思う中、過日、新聞でも取り上げておられました。

私、通告してから後の新聞なんですけども、部活教員の負担がかなり重すぎるといった記事でございました。そういう記事が朝日新聞に載っておりましたが、実際にクラブの、先程言いましたうちの娘もクラブに出ておりますけども、教員の先生、クラブ顧問の先生はいつ休んでいるのかなというぐらい一生懸命取り組んでいただいております。また、違うクラブにおきましても、一生懸命取り組んでおられます。

教員の数が少なくなってきても、クラブの数は変わってない。もしくは増えていってる中、一人ひとりの教員の中にもいろいろな意見があると思います。こんな教員になるにはこういうはずじゃなかったと思われる方もいるかもわかりません。

そういった中、地域を見渡すと、地域の中で子どもにスポーツを教えている指導者が子どもがいないから団を解散したという事案が発生しました。先生はどうするんですかと言ったら、もう教える子がいないから私も引退や。それはちょっとさみしいな、もう40年も教えていただいて、それはさみしいなという話もつい最近したところがございます。

地域で指導する人材がありながら、片や学校現場では教員のブラック化が進んでいる。ここを

うまいこと連携できないのかな、このように思っております。

学校のクラブの顧問の指導方針と地域の指導される方の方針というのが合わないということで最初から受け入れませんというところも見受けられるのかなと思いつつ、地域のスポーツを指導されている方は、それなりの指導教育課程を経ている方ばかりでございます。

学校の先生と調和を持って進めていける人材がまだまだまちにおられる。この方を利用しない手はないのではないかと、このように思いますし、また、費用が発生しないのかと言われると、やはり、加配教員だけでも年間、どうですか、1,000万円弱の予算が必要なところ、クラブを教えてくれる方に幾らかの報酬をとというのはどうかなとも思うんですけども、やっぱり、要るものは要るのではないかと思いますし、そういったところで地域のスポーツ指導者と学校現場とで、これも協力できる枠組みというのがないかというのを探していただきたい、このように思うのですが、そういった面で教育委員会としてはどのように考えておられるのか、通告しておりますので、答弁いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 ご提案いただきました中学のクラブ活動と地域との連携についてお答えさせていただきます。

中学におけます教育活動は、学習指導要領では、各教科などの教育課程と学校が計画する休み時間や登下校、放課後の課外活動などが含まれる教育課程外で構成されており、部活動は教育課程外で計画し実施する教育活動であり、学校教育の一環として設置され、児童・生徒の健全育成に大きな役割を果たしております。

部活動は学級や学年を超えて同じ趣味や好みを持った生徒たちが自主的、自発的に集い、顧問教員の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であり、その意義については生徒の自主的な活動による資質の向上、生涯にわたって文化やスポーツなどに親しむ態度を養うだけでなく、豊かな人間性の形成、充実感や達成感を味わう規範意識、社会性、協調性の醸成、ボランティア精神の育成、体力の向上や健康の維持などが挙げられます。

このように、部活動は学校教育の目標の実現に向けても効果が期待されるもので、学校経営上の重要な柱として位置づけ、学校全体で組織的に部活動を活性化させていくことが大切であると考えられていることから、地域の指導者を受け入れ、顧問の教員及び学校とうまく連携していくにはさまざまなハードルがあるのではないかと推測されます。

現在、岬中学校では、12の運動部と4つの文化部が活動しています。平成28年度の部活動

への加入状況ですが、生徒総数が399人で、運動部への加入者が258人、加入率65%、文化部への加入者が82人で、加入率21%です。

管理職を除き、常勤の教員、講師を含んでおりますが、29名が全員で部活動の顧問を担当している状況にあります。議員もおっしゃいましたが、生徒数の減少につれて教員数が減少しているのは事実であります。

しかしながら、例えばバレーボール部の部員が3名になったとして、バレーボール部を維持していくのかというような問題も出てくるのではないかと考えております。

このような中で、議員からご紹介いただきました昨日の新聞報道を拝見いたしました。文部科学省が中学と高校の部活動について、顧問の教員の負担を軽くし、生徒の健康を保つことを目的に、来年度にもガイドラインを作成し、今後の部活動のあり方についての基準を示す方針であること。本年6月中にも案を公表し、全国の教育委員会などに通知して、改善を求めるという内容の記事が掲載されていたと思います。

教育委員会といたしましては、まずは近く示されるであろう文部科学省の案がどのような内容であるのかを確認した上で、中学校の今後の部活動のあり方について対応してまいりたいと考えています。

しかしながら、子ども時代にさまざまなスポーツに親しむことは子どもたちの体力、運動能力向上においてとても大切であると考えていますので、これはスポーツに限らず、文化面でも言えることだと思いますが、さまざまな分野において、地域の方々にサポートしていただけるような仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま教育次長のほうから、まさに時事的な話を取り入れた答弁をいただきました。

実際に現場を見させていただくと大変なことになりつつあるなど、このように思っておりますし、また、片や地域に埋もれた指導者というのがいますので、その辺をうまく利用するのも、やはり行政のアドバイスというのはかなり必要かなと思いますので、その点、アンテナを高くして取り組んでいただければと思います。

最後になります。残り時間少ないんですけども、私が思い描く、「楽しく、かつ岬町でしかできない教育で町の活性化を」という通告をさせていただいています。

この質問をさせてもらう背景というのがありまして、質問というよりか提案なのですが、2つございます。

1つは、岬町でゴルフをされている方が多いのではないかとということでございます。私自身、ゴルフをしていたというところ近くの田んぼでどこかで拾ってきたクラブで友達とゴルフをした、小学校、中学校の間ずっとしたというようなこともございますし、中学校の横にゴルフ場があって、そのゴルフ場から体育の時間にゴルフボールが飛んでくると行ったこともございます。

何しろ、ゴルフが近いところでございますし、また、住民の方というんですか、私の娘の友達が中学校1年になるときに、多奈川のほうなんですけども、ゴルフをするのに私立へ行くといったことを聞きました。私立に行かなくても、何とか岬町でゴルフできないのかなと考えたのが1つでございます。

そこで、岬町でもっと子どものときからゴルフにかかわれる仕組みができないかと、私自身の立場もでございますけども、ゴルフのできるスポーツ団体を設立できないかと今、考えておまして、ゴルフのできる小学生、中学生、高校生と、すぐ近くにゴルフ場もあり、打ちっ放しもあるわけなんですよね。

そこで、ゴルフを用いて子育てをされるといったことを内外にアピールすることによって岬町に定住してもらう方を呼べないかといった提案でございます。

ゴルフ部を創設するためにいろいろところで話を聞いていると、ゴルフ場からもある提案がありまして、お客さんの年齢層が高いので、地元でクラブをつくってくれたら協力するよという提案をしてくれているらしいんです。それに乗らせていただこうかなと思っております。

この取り組みについては次回にでもまたさせていただこうと思います。

もう1つは、先程も保育所、幼稚園の話になっておりましたけども、阪南市でこども園ということで大問題になってきておりますけども、岬町の場合、少子化ということでこども園というのを建てるとすると10年後、それ以降の話ですけど、どこに建てたらいいかということをお自分なりに思い描いておりますと、みさき公園という大きな公園がございます。そこを協力して、その付近、並びに附属の幼稚園というのができないかと考えます。

ということで、幼稚園津々浦々、日本中いろいろある中、鶏飼ってるよ、ウサギ飼ってるよ、亀飼ってるよ、魚飼ってるよというのはあるだろうけども、キリン飼ってます、ライオンさん飼ってます、イルカさんいますというようなこども園、幼稚園というのは全国津々浦々ないのではないかと、そういうところをおもしろい発想で幼稚園、子育て環境を整備していくのはどうかなど。

隣のまちを見て気づいたことなんですけど、岬町なりのおもしろい教育でまちづくりを盛り上げませんかという提案をさせていただきます。

これに関して答弁あるのかないのかわかりませんが、予定しておられますでしょうか、どうでしょうか。

○道工晴久議長 時間ありませんから早く、答弁あったら。教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 現時点で、ご提案いただきました竹原議員の趣旨に沿っていないかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思います。

平成27年12月に策定いたしました岬町教育大綱におきまして、「未来へのアプローチ」という副題をつけ、平成31年度までの5年間で取り組むべき重点施策として「活力ある学校園づくりの推進」、「特色ある教育の推進」を掲げております。

今年度で取り組みを始める具体的な事業といたしましては、体力、運動能力の向上があり、和歌山大学教育学部の支援を受けて小学校3校の体力測定を実施しております。

また、理科の授業でも実施してまいりましたが、地域に対する誇りの醸成にも取り組んでおりまして、大阪府下で唯一の自然海浜を有する町といたしまして長松自然海浜や小島自然海浜を活用した生き物などの観察会を開催する予定で進めております。

新たに実施する事業といたしましては、地域に開かれた学校づくりの推進といたしまして、多奈川小学校で実施していました地域の参観日を、深日小学校がこの6月に初めて実施することとなりました。

小小連携の取り組みとして、小規模校の課題であるといわれるクラス替えが困難なことや人間関係の固定化につながる事など小規模校を維持するために解決しないといけない問題もさまざまありますが、体育や音楽など、多奈川小学校、深日小学校、小規模校同士の連携について、両校の児童が合同で授業を受けられるような取り組みなどから交流授業を進めてまいりたいと考えております。

学校の垣根を越えたさまざまな授業に取り組んでいきたいと考えております。

○道工晴久議長 以上で、竹原伸晃君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

13時から再開をさせていただきます。

(午後 0時05分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長から一般質問の許可をいただきました松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会についてですが、地域福祉を推進していくための仕組みづくりや条件整備など、制度的な側面に力点を置いている行政計画として地域福祉計画が、一方で、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会が呼びかけて住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動を行動計画として地域福祉活動計画が本町にも策定されてます。

これは、年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことができるよう、つながり、支え合う地域福祉を目指すために計画するものであると言われております。

少子高齢化が急激に進んでいる本町において、本町の地域特性に合う地域福祉のあり方を講師の社会福祉関係者だけでなく地域住民も含めて、お互いに協力して考え福祉課題の解決に取り組んでいくことが安心して生活できるまちを目指すためにとても重要なこととなっております。

本町においては、その地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定等に当たり、推進検討委員会が開催されています。

まずは、その地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会とはどのようなものか、その位置づけをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 ただいまの質問に対して理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 地域福祉計画につきましては、先程、議員ご紹介がありましたように、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定める計画であり、高齢者、児童、障がい者など、福祉関連個別計画を生活の場である地域を基盤とした視点からつなぐ行政の計画でございます。

また、一方、地域福祉活動計画は社会福祉法で地域福祉を推進する団体として位置づけられております社会福祉協議会が地域福祉の具体的な活動や取り組みを定める民間の活動計画でございます。

本町では、地域福祉の推進という観点から、それぞれの立場においてそれぞれの役割を担い、

相互に連携し、補完・補強しながら地域福祉を推進していくため、岬町と社会福祉協議会が協働して両計画を一体的に策定し現行計画は平成26年度から平成30年度までの5年間となっており、現在、着実な推進に向け取り組んでいるところでございます。

本町では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定、見直し、また計画の円滑な推進と進行管理を行うという目的を持って地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会を設置しているところでございます。

委員会は、学識経験者、福祉関係者、公募住民など10名以内で構成し、毎年度の進捗状況の検証を行うとともに、計画期間の最終年度には次期計画に当たっての見直しを行うとしているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会とはどのようなものか、先程お答えいただきました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は5年計画ということで、計画推進検討委員会は最終年の5年目に年4回開催されて、それまでの進行年度といわれる年は年1回開催ということです。

では、具体的にどういう過程を踏んで地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定されているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 計画の策定に当たりましては、多くの住民参加をいただくためにアンケート調査のほか、地区懇談会、子ども懇談会、パブリックコメントを実施し、住民の意見反映に努めてきたところでございます。

アンケートにつきましては、18歳以上の1,700名を対象に、地域での生活、地域での助け合いや支え合い、また、地域福祉へのかかわり、健康や福祉に関して、災害時の支援の5項目について調査し、有効回答率は44.4%でございます。

また、地区懇談会につきましては、地域福祉を取り巻く課題や今後の方向性に対する住民の意見の把握や、住民自身が福祉に対する学びを深めてもらうことを目的に、淡輪、深日、多奈川、孝子の各地区において2回ずつ、合計8回開催し、延べ80名の参加があったところでございます。

さらに、子ども懇談会では、主体性を持った子どもたちを生み出す環境づくりとともに、子どもたちの学びを育み、それを支える周囲の大人の学びを培っていくことを狙いとして1回開催いたしております。

この子ども懇談会には、児童・生徒が25名と大人38名の63名が参加し、10グループに分かれて活発な意見交換が行われたところでございます。

このように、懇談会やアンケートから意見を求め、また、パブリックコメントでも同じく意見を求めて策定をしていったというところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 各地域で懇談会を開催したり、アンケートをとり課題を抽出し、それをもとに計画の素案を作成しているとのことですが、開催される懇談会は参加者の年齢層の割合について偏りはないでしょうか。

また、多くの社会福祉関係者と地域の住民に参加をいただき、十分な課題等の意見を抽出できていると思っておりますでしょうか。そのあたりはいかがお考えかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、両懇談会の開催に当たりましては、回覧による周知のほか、学校、各種団体、福祉事業所などに参加協力を呼びかけたところでございますが、参加者の多くが、現在、活躍いただいている地区福祉委員や民生委員、また、福祉関係者の方々に、地区で共通する意見としては地域活動に当たるボランティアの固定化、高齢化の声もございまして、若い方の地域福祉の担い手不足が挙げられております。

こうした課題に対して、今後、地域の福祉力を高めるためにも、いかに次世代の福祉の担い手を育成し、若年層の参画を促すかが重要なポイントとなっております、これらも含めて計画の中に盛り込んでいるところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先程部長から、若い世代の参画というのが少ないということをおっしゃっていただきました。

このことについて、具体的にどのように解決していくか、どう考えておられるかということをお聞きしたいのと、今後、やっぱり若い世代、どんどん地域の福祉ということに興味を持っていただきたいと思っていますので、そのあたり、具体的に策がありましたらちょっとお答えいただきたいなと思います。お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 地域福祉にかかわりますボランティア、民生委員、地区福祉関係者の高齢化や担い手不足など、地域福祉が直面する共通の課題に対して、まずは若い世代やボランティア経験のない方に福祉への関心を高めることが必要と感じております。

そのため、社会福祉協議会が行っております多様なボランティア養成、また、体験講座の周知も連携して図りながら、特に若年層及びボランティアの人材育成について、今後も社会福祉協議会、学校関係者、福祉関係者とも連携し、あらゆる機会を通して地域福祉への理解と参画を促してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 地域福祉計画・地域福祉活動計画は、一般企業に例えますと事業計画のようなものだとして認識しておりまして、一般企業でしたら短期から中長期にかけまして事業計画を作成しまして、それをもとに事業を営むことが普通とされているわけですが、これだけ情報化が進んで、1年で情勢が目まぐるしく変化している今、安定して成長を続けている企業は、毎年、事業計画を見直す。そして、必要に応じて修正していくということをしておりますし、修正しないと成長が望めなくなっているという時代背景がございます。

5年計画である両計画、今の制度では刻々と変化する今のさまざまな情勢に追いつかず、対応できなくなるように思うんです。

住民代表として実際に地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会へ参加したという若い30代の公募委員の方から、当委員会について出席した感想等の話を聞くことができました。

その公募委員の方が参加したのは昨年度で、いわゆる進行管理面といわれる年1回開催される年ですね。その委員会の内容について、ほぼ結果報告のみで終わったということをお聞きしています。

ご本人は、両計画の活動結果から見直し、修正が行われるために推進検討委員会が開かれるものと思い、積極的に挑まれたそうなんですけれども、1年の総括から次年度以降に向けた前向きな議論がなされなかったことと、次の開催日を知らされて、開催が年1回のみだとその時点でわかったことに、私が先程述べさせていただいたような強い懸念と委員会そのものの意味に疑問を感じたと私に話していただきました。

これまでは、今の時代ですと策定年度と5年後ではかなりのずれが生じ、進行管理面で都度浮き彫りになるさまざまな福祉課題が見過ごされたままとなってしまうように感じます。

そのあたり、できれば町長にお聞きしたいなと思ってるんですけれども、私は5年はすごく長すぎるのではないかと、進行年度でも、都度1年の総括を経て、次年度以降についての計画をしっかりと議論し、修正すべきところは都度修正していくべきという考えでいますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。もし、できればお考えをお答えいただければと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

福祉計画、また行動計画については、先程担当部長が答弁したとおりであります。

ただ、5年が1つのスパンとして長いのか、また1年がいいのかという議論があろうかと思えますけれども、民間企業でいけば、その都度見直しが図れる、そういう会社の形態、システムになっていると思うんですけれども、行政は毎年、議会の議決を経ながら、また、必要なときには理解を得てもらう。そういう中で、条例を制定しながら条例、また施行、また規則、そういうものに沿ってやっております。

今回については、社会福祉協議会と連携をして、住民の方の広い意見を聞いて、そして5年間というスパンを設けております。

その中で、毎年、先程部長が答弁しましたけれども、平成25年度においては計画の進捗状況や点検、そういった評価、そういうものを行っておりますので、先程委員さんの中から、ただ報告に終わったという話があったんですけれども、私は委員さんであれば堂々とそこでその他の場所で意見を言える場があるんですから、報告だけじゃダメじゃないかと、今までの、今後の、いわば計画の中で問題点を提議していただいて、そして、じゃあ、見直しが必要か否かということについての、やっぱり委員さんですから、議論してほしかったなど、このように思うんですけれども。

今後、この委員長さんにはそういった委員の中から、選任されておりますので、そういった方に私ども行政からお願いをして、できるだけ5年の中で、毎年行う報告、そういった点検、そういうものについては十分、委員さんの意図する議論ができるようにしたいんじゃないかなと思っております。

松尾議員おっしゃるように、経済状況、社会状況というのは本当に1年ごとに、むしろ半年ごとに変わる状況が来ております。そんな状況ですから、我々行政としてもそれについていくべくいろんな方策を考えながらやっているわけですが、ここは議会の皆さん方の意見を十分聞かせていただいて、そして、それが毎年、見直しが必要なのかどうか、そういうこともやっぱり今後検討していく必要があるかなと思っておりますけれども、私はやっぱり1つのスパン、基本構想とか基本計画というのがあって、基本構想というのは一応5年なら5年、10年なら10年のスパンを置く。その中で計画等については3年なら3年で今、見直すということでやっておりますけれども、それを1年に、まあいわば、計画そのものを見直していく、いわばローリングしていくということであれば、委員会で十分議論していただければいいんじゃないかな、私はそう思っております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長から大変前向きなお言葉をいただきまして、私からもその委員の方にこういうことをおっしゃられたよということをお伝えしたいと思います。

少子高齢化が今後も急激に進むと予想される本町、ますます進む情報化社会。情報化社会はヒントや答えを私たちにたくさんもたらしてくれます。変化を敏感に酌み取り、素早く変化に対応したプランを計画できるかどうかがこのまちに住む年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことができるまちを目指すために大変重要だと感じております。

ぜひ、進行管理面でも計画の見直しと修正を都度前向きに検討しまして組み入れていただければと思ひまして、この質問は終了させていただきます。

次に、コミュニティバスについてです。

昨年度より、岬町が運営主体となったコミュニティバス、運営者がかわることでバスや便数などが変わり、混乱が予想されていた中、実証運行として走り始めて今で2カ月が経過したわけですが、各線の時間別利用者数や事故数、また天候の変化による運行への支障等はなかったかなどの今までの経過をまずはお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 コミュニティバスにつきましては、バス事業者の突然の撤退を受け、バスの運行に空白期間をつくらないということをお大前提として検討を深める十分な時間的余裕もない中、準備を進め、平成28年4月1日からは、基本路線については町が運行主体となり、自らのバスを用いて運行する市町村運営有償運送で運行をいたしております。

また、支線につきましては、ワゴン車を用いて基本路線への乗り継ぎを目的とした運行を行っているところでございます。

運行後2カ月が経過した現状でございますが、5月末における時間帯別の利用者数は、基本路線では始発から8時台までの通勤・通学の時間帯では4,424人。9時台から15時台までの買い物などに出かける時間帯では、1万1,640人。16時以降の帰路の時間帯では2,414人。基本路線の合計で1万8,478人がご利用されております。

ただ、前年同期と比較をいたしますと、前年は時間帯ごとの利用者数は把握できておりませんので合計のみの比較となりますが、1,474人減少しているという状況にあります。

また、支線の乗車人数は午前中の便で379人、午後の便が352人、合計で731人となっております。前年同期間で比較をいたしますと839人減少しているという状況でございます。

なお、減少の要因等につきましては、現在、分析を行っているところでございまして、早急に分析を進めてまいりたいと考えております。

そして、これまで利用者の皆様からさまざまな意見もいただいております。

基本路線では、時間帯によってピアツァ5でありますとか、オークワに行くのに小さいバスのために乗れないであるとか、先程議員ご紹介ありました、天候によっては満員となってバスに乗れないといった乗車定員に関するものや、電車との連絡の不具合、また、谷川までの最終便、あるいは休日の朝の便を増便してほしいといった便数に関するものもご意見として寄せられています。

また、天井が低いでありますとか、乗降口が狭い、料金箱まで遠いといったような車両の構造に関するものなどのご意見もいただいておりますが、天候によって満員となってバスに乗れない、いわゆる積み残しに関するご意見を多くいただいているところでございます。

また、乗り継ぎ支線では、以前のようにオークワ前、あるいは役場、あるいはピアツァ5まで直接運行してほしいといったご要望や、基本路線との乗り継ぎ、あるいは、基本路線のルートにあるバス停に支線もとめてほしいといったご要望などもいただいているところでございます。

また、設備に関するところでございますが、乗り継ぎのバス停に屋根もないので、雨天時にはなかなかつらいというようなご意見もいただいているところでございます。

運行に当たりましては、早朝から通勤・通学時間帯についてはマイクロバス車両で、お買い物などの昼間の時間帯については通勤車車両で基本運行しておりますが、時間帯によって通勤車車両とマイクロバスを入れかえたり、あるいは、町の所有しておりますマイクロバスを活用して時間帯によっては町のマイクロバスを後続につけるなど、積み残しの改善を図っているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先程、部長からさまざまな利用者の声というのをお聞かせいただきました。寄せられたさまざまな貴重な意見の多くが、今後の課題となっていることもあると思います。

運営者として見えてきた課題というのがあるのでしょうか。あれば、どのようなことでしょうか。その解決策として考えていることはありますでしょうか。また、その根拠も含めて、できればお聞かせいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 先程のお答えと重複するかもしれませんが、やはり、一番多く寄せられたのが天候時による満員によって乗車できないという、いわゆる積み残しでございます。

これについては、先程も申し上げましたが、町所有のマイクロバスを後続させたり、また、あるいはマイクロバス車両と通勤車車両の時間帯を入れかえたりして対応したところでござ

いまして、改善が図られていると思っております。

先程、議員ご紹介のように、平成28年度中の運行は実証運行期間と位置づけております。今後も、今、寄せられている意見、また、あるいは違う意見も今後寄せられてくるということが予想もされておりますので、利用者のご意見等も踏まえながら地域公共交通会議で本運行計画の改善を図るというようにしたいと考えているところでございますが、先程のバス車両の入れかえであったり、町の所有のバスを後続させたりという、交通会議で合意形成の不要なものについては随時改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先程答弁いただいたように、バスの実証運行としてまだ1年目が始まったばかりです。そういつてる間にも、次年度に向けた新たな運行計画の策定等の準備をそろそろ開始していかないといけないと思っております。

市町村運営の有償バス事業には、先程も言われましたように、利用者である地域住民の意見等を反映するために、各有識者のほかに地域住民を入れた地域公共交通会議というのを今年も開催する必要があると思いますけれども、今年は何回開催される予定なのか。そして、またいつ予定されているでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 昨年7月、交通事業者や住民代表を初め、大阪運輸支局、あるいは大阪府、道路管理者、学識経験者など、委員20名で構成する岬町地域公共交通会議を設置したところでございまして、昨年は3回の会議を開催し、この中で本町が主体となって市町村運営有償運送を行うための運行計画案についてご審議をいただき、岬町地域公共交通基本計画を定めたところでございます。

運行開始から2カ月が経過をいたしまして、利用者からさまざまな意見を先程申したようにいただいているところでございます。

これらを集約した現状把握とアンケート案等について6月下旬をめどに第1回地域公共交通会議でご審議をいただきたいと考えております。

また、アンケート結果や乗降調査も実施することから、これらの結果も踏まえ見直す必要がある場合は、また、支線の有償運送への転換も含めて、今のところ9月ごろを予定したいと思っておりますが、第2回目で見直し案についてご議論いただきたいと考えております。

いずれにしても、ダイヤを含め運行を見直すには運輸局に申請が必要となり、地域公共交通会議での合意が前提となりますので、12月までには地域公共交通会議において見直す必要が

ある場合は合意形成を図っていく必要があると考えているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 6月、9月、12月ということで予定されている会議ですけれども、昨年度ももちろん開かれて、その中で、住民代表委員からは、決して利便性追求の側面だけではなくて、持続可能にするための運営側の、どちらかと言うと数値的側面での合理的な意見などというものも積極的に出されていたかなと私は感じたんですけれども、その中でも反映された住民代表委員の意見というのはどのくらいあって、それはどんなものだったのかというのがわかればお聞きしたいんです。というのは、余り住民代表委員の意見が反映されていないように私は感じられたからです。

市町村運営有償バス事業を行うには、地域公共交通会議を開くことが必ず必要ですが、昨年度の内容を見る限り、とにかく開かないといけないというのが第一目標のように感じてしまいました。

さきの地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会と同様に、何のために会議を開くのか、会議の位置づけをお聞きしたいのと、具体的にどのような流れでどういう過程を踏んで来年度のバス運行計画を策定するのか、重複するところがあるかもしれませんけれども、もう一度お聞かせいただければと思います。お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、地域公共交通会議の位置づけでございますが、地域公共交通会議につきましては、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の対応及び運賃等に関する事項についてコミュニティバスを初めとした住民生活に必要な公共交通のあり方と、その実現方法を協議し、地域交通ネットワークの構築を図るため、道路運送法の規定により設置されるものでございます。

昨年、議員ご指摘のように3回開かれて、いろんな意見をいただいております。

その中には、利用者負担の問題でありますとか、また、バスを効率的に運行するための方策、また、料金の問題は言いましたけれども、そのほか、便数を増やしてほしいという意見もございました。

その中で、この委員さん20名全員が、バスの空白期間をつくらない、運行しない空白期間をつくらないというのは全員の共通した認識として持たれて会議に臨まれていると考えております。

その住民さんの意見の中で、最後の会議でしたか、一番大きく出てきてましたのが、障がい者への減免といいますか、運賃の軽減策でございます。

これらにつきましては、障がい者の軽減、それと、もう1つは子どもと親の軽減策を拡充する

というところで議論がなされまして、それらにつきましては計画の中に反映をさせていただいて、今、現行、軽減制度を取っているというところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先程と同じように、一般企業に置きかえますと、自社の商品やサービスについての意見とか要望などを利用者から直接聞けるという、利用者の状況を見込む方法やヒントを聞けるとも重要な会議かなと思っております。

また、昨年度、住民に対して行ったコミュニティバスについてのアンケートも同様ですけれども、若干、私の感じたところによると、アンケートの結果もちょっと反映されていないような感じも見受けられました。

今年は今住民へバスについてアンケートをとると聞いておりますけれども、それはいつごろ行う予定なのか。また、住民の声であるアンケートの結果を反映しようと考えておりますか。そのあたりをできれば町長にお答えいただければと思うんですけども。部長ですか、お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、アンケートにつきましては、この6月の下旬を予定いたしております第1回地域公共交通会議で案をお示しをして、そこで合意形成されたものを町長の判断によって進めてまいりたいと考えているところでございます。

アンケート結果の部分につきましては、それも踏まえ、できるだけ意向を反映したいと思っておりますが、何分、さまざまな意見が寄せられますので、全部の意見を反映するというのは非常に困難であって、ごく限られた意見の反映になるかとは思いますが、できる限り意向を踏まえて反映させていきたいと考えております。

○道工晴久議長 質問の途中ですが、小川議員が出席しましたので、よろしく願いしておきます。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私たちの地域の足である大切なコミュニティバス、だからこそ持続可能な形を利用者である住民と一緒に常に考え追い求める必要があるかなと私は思っております。

アンケートは全住民へ必ず行っていただきまして、岬だより、または号外でも結構です。アンケート結果、また地域公共交通会議の結果も含めて、できればきちっと住民に向けてこういうようになりましたよということで公表していただければと願ひまして、この質問を終わりたいと思ひます。

続きまして、空き家バンク登録の進捗状況や空き家問題の対策についてです。

空き家バンク登録の進捗状況について、これは前回の私の3月議会一般質問でも質問しました

し、それ以前も幾度となく質問しており、しつこいなと思われていることと私も自分で思っております。

しかし、私がこの問題についてしつこく質問する理由としては、空き家率が大阪府下ワースト1位なのに、空き家バンク登録物件が1件もないという恥ずかしい状況であることもありますし、何よりも代々引き継がれてきた大切な家屋とか土地といった財産が利用されないことによって急速に朽ちたり、荒れたり、近い将来、近隣住民にとって深刻な倒壊のおそれのある危険家屋となったり、周辺地域において治安の低下を引き起こしてしまうことが残念で仕方がないからです。

また、そういった課題である空き家等を事業等で有効活用することでおもしろい町おこしや地域活性による仕事、雇用を創出する可能性がとても大きいし、必ずできると私は信じているからです。

ということで、いつものようにですけれども、まずは空き家バンク登録の進捗状況や空き家問題の対策について、前回の一般質問から3カ月が経過した今の状況をお聞きしたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 それでは、現在の空き家バンクの状況についてお答えさせていただきます。

空き家バンク制度につきましては、平成26年度に制度化して、これまで岬だより、ホームページへの掲載など制度の周知を図ってきたところでございます。

しかしながら、ご存じのように、問い合わせ件数も少ない状況となり、現在、空き家の登録がない状況となっております。

そこで、本年5月、直接、空き家、空き地の所有者の方に空き家バンク制度のお知らせ、約9,000枚を役場税務課の協力を得まして固定資産税の納税通知書に同封させていただき、周知したところでございます。

その結果、空き家、空き地の所有者から空き家バンク制度の問い合わせが増加し、現在のところ、空き家の所有者から21件、空き地の所有者から12件、合計33件の問い合わせがまいっております。

問い合わせのありました空き家の所有者21件の内訳でございますが、町内在住の所有者が4件、町外在住の所有者が10件、匿名での問い合わせなどにより不明が7件となっております。

次に、空き地の所有者からの問い合わせでございますが、12件の内訳でございますが、町内在住の所有者はございません。町外在住の所有者が10件。不明の所有者が2件となっております。

このように、問い合わせいただいた方には、空き家バンク制度への登録及び交渉、契約の流れなどをご説明させていただき、物件登録へのご協力をお願いしているところでございます。

この状況もございまして、現在、登録状況でございますが、空き家に登録の申し込みが2件ございまして、今、事務手続中となっております。

なお、空き家バンク制度の登録事業者、不動産業者への聞き取りによりますと、空き家、空き地の所有者から仲介契約の問い合わせが2件あり、そのうち登録事業者と所有者の間で仲介契約に向けて2件が交渉中とのことでございます。

すみません、訂正させていただきます。空き家、空き地の所有者から仲介契約の問い合わせが7件ございまして、そのうち登録事業者と所有者の間で仲介契約に向けて2件が交渉中であるというところでございます。失礼しました。

また、空き家利用希望者の登録でございますが、今のところ4件でございまして、全てが町外の方となっております。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西 企画政策監 私のほうから、空き家対策につきましてご答弁させていただきたいと思っております。

現在、地方創生の担当として空き家対策の取り組みを進めております。

地方創生を進める上で空き家対策は重要な課題であり、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で重要業績評価指標の1つとして空き家率の改善を掲げ、空き家対策の取り組みを積極的に進めることといたしております。

3月議会の最終日に追加補正予算として国の加速化交付金を活用した空き家まち育て事業の予算を上程させていただき、地域めぐりワークショップやリノベーションシンポジウムの開催、空き家のデータベース化を行う空き家実態調査を行うべく現在、準備作業を進めているところでございます。

また、空き家のリノベーションによるまちづくりのノウハウを獲得するため、大阪府住宅まちづくり部が事務局となり、民間事業者や学識経験者が参画する大阪の住まい活性化フォーラム、リノベーションまちづくり部会に参加するとともに、5月20日には岬町役場でリノベーションまちづくり部会を開催いただき、部会の皆様と一緒に深日地区のまち歩きを実施いたしました。

まち歩きでは、空き家所有者の方にご協力をいただき、実際に空き家となった建物の内部を部会員の方に見学をいただき、リノベーションの可能性や方策、今後のまちの再生に向けた意見交換を行ってまいりました。

また、今後、本町が実施を計画しておりますリノベーション講演会やまち歩きイベントへの協力もお願いしたところでございます。

空き家の利活用に向け、今後もさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今まで空き家バンクについての一般質問を続けてきたことが、ようやく実を結び、初めて行政からアクションを起こしていただけたことに、まずは進歩かなと思っております。

その成果として、空き家の持ち主から20件以上問い合わせとか、2件のバンク登録手続中ということですので、やはり、そもそも空き家バンク制度をまだ知らない方がとても多いということと、普及に向けた何らかのアクションを起こせばまだまだ少ないながらも変化が起こるということがわかっただけでも大変進歩かなと思っております。

今後も引き続き、機会があるごとに空き家バンク制度のお知らせや、次のステップとして、手続方法などももっとわかりやすく説明した手引きなどを同封することなどをしていっていただきたいと思っております。

また、先程西企画政策監からも答えていただきましたように、空き家対策について私がしつこく一般質問してきた中で、難しいとされてきた空き家の現地実態調査と空き家の所有者の洗い出し、そして、それらをデータベース化すること、地方創生の一環としていよいよ動き出したことに評価したいと思います。

早急に、かつ緻密に実態調査をしていただき、使えるデータベースを構築していただきたいのと強く願っております。

さて、空き家のデータベース化に向けて動き始めるわけですが、それが完成したとして、今後、具体的に次のステップの空き家対策としてどのように活用していく予定なのか、地方創生の企画政策部と都市整備部にそれぞれお聞きしたいなと思っております。お願いします。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西 企画政策監 地方創生担当といたしまして、空き家対策事業の今後の取り組みについて答弁をさせていただきます。

今年度実施いたします空き家実態調査の結果につきましては、データベース化を行いまして、地図情報化することで関係各課と情報の共有を行いましてまちづくりの基礎データとして各分野の今後の施策の展開に活用いただくことを考えております。

また、空き家データにつきましては、職員で適宜更新ができるよう、システムの構築を行う予定でございます。

リノベーション講演会やまち歩きにつきましては、これらの取り組みを通じて空き家活用の担い手となりますプレイヤーを発掘、育成したいと考えており、大阪府のリノベーションまちづくり部会とも連携して空き家活用の取り組みにつなげてまいりたいと考えてございます。

空き家を減らすためには情報を的確に把握し、個々の事情や状態に即した対策をとることが重要であり、今後も状況に応じたさまざまな取り組みを進め、空き家率の改善を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

空き家の実態調査では、所有者アンケートにより利活用の意向などが取りまとめられまして、空き家の状態が明らかになってくることから、この調査結果を踏まえまして今後売買、または賃貸借に適している空き家などの所有者の方に直接空き家バンク制度の仕組みを説明し、ご理解いただき、登録いただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 この岬町にとって空き家対策事業というのは、最もふさわしい地方創生プランの1つではないかなと私は思ってます。

これが進むことで、本当にいろんな可能性が出てくると思います。現に、東京では地方移住、とりわけ今、大阪府と連携しまして、東京から大阪への移住促進に力を注いでおりまして、岬町でも既に大阪府から自治体ブースなどで岬町に出店の要請があったかもしれませんが、ご存じの職員も多いかもしれませんが、近々では、大阪移住促進フェアというものが東京有楽町で盛大に開催される予定だったり、東京と大阪で考えが合致して、今後もその動きが加速化されると予想されています。

空き家率ワースト1位は、言い換えれば逆に、そういった移住者の受け入れ率ナンバーワンとなるチャンスであり、その波に乗りおけないためにも、早急な空き家のデータベース化が急務であると思います。

また、名実ともに居住者受け入れ率ナンバーワンとなるためには、住まいである空き家を用意するということは大前提にあったとして、私はもう1つ、移住していただくためには理由が必要かなと考えています。それは、仕事とか、やはり働き口というのがきちんと提示、提供できるかどうかだと思っております。

そのあたり、できれば町長にお聞きできればと思うんですけども、直接この空き家対策とは関係ないかもしれませんが、移住者受け入れのための空き家のデータベース化と同時に仕

事や働き口の創出とか、また町内事業者との連携等、町長としてどうお考えか、もしお考えがあれば結構ですけれども、お聞きしたいと思いますけれども、いかがですか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 まさか、答弁をせよということが回って来ると思ってなくて何も頭の中、考えてませんけども、空き家対策については松尾議員から都度、一般質問等でご指摘をいただいております。

これは全国的に高齢化が進む中、また、新しいベッドタウンができて、例えば隣の和歌山ふじと台なんかも、実際、どこの方が住んでいただくのか、近隣の和歌山市内、また県外の方もいろいろありますけども、実際、岬町においても望海坂については岬町の方が望海坂へ行かれる。

そういった二世帯、三世帯の方がどうしても、やっぱり核家族化を求めてそういう分離世帯が進んでいるのは間違いないかなと思っております。そして、そういう関係でどうしても高齢者が住み続けて、結果的には空き家になってしまう。

それと、空き家を幾ら行政がその対策を講じても、なかなか答えが出てこないのは先程担当のほうから説明のあったとおり、いろいろ登録はしていただくけども、なかなか岬町で住もうかという方が少ないということで苦慮してるんですけども。

今回、私どもは、先程仕事と、地方創生でもまち・ひと・しごと、これはこれで地方創生の事業を推進するわけですけれども、土取り跡地も議会のほうにご報告はさせていただいておりますけども、既に2社の業者が来年3月末には事業を展開したいということの事業主さんからのお話も直接聞かせていただいております。

その中で、私もお願いしているのは、できるだけ地元雇用を考えていただきたいということも申し上げております。

そういった中で、やはり職住接近のまちづくりということが一番今は大事であって、じゃあ、職住接近のまちづくりをどうやっていくのだと、雇用と子育てを真剣に考えていく必要があるかなど、このように思っております。

その中で、先程、もとへ戻るようですけども、空き家が多くなってきて、比率が大阪でワーストワンだということで、非常に残念だということを議員さんおっしゃっていますけども、これはどこの市町村も今、悩みを抱えているわけなんです。

じゃあ、その特効薬はあるかといったら、なかなか難しい。ましてや大阪府の一番最南端のこの岬町は、やはり交通の利便性、そういったものはいろいろよくなってきていると言えども、なかなか交通機関がうまくいってない。

また、職住接近というのがなかなかなくて、遠くへ朝早く起きて、夜遅く帰ってくる。この現

状を見ますと、なかなか若い人が岬町で住もうかというのは、よほどの好条件がなければ住んでいただけないということで、先程の、いわば福祉バスについても子どもさんの無料化、障がい者の無料化を掲げ、また、医療の問題とか、妊婦健診、また育児休暇、そういったものも全て近隣の市町村に負けないぐらいの対策を講じてるわけですけども、なかなか若い世代に岬町に定住してもらえないというのは、じゃあ、私の政策が悪いのかわかりませんが、私はじっくり腰を据えてこの問題は考えていく必要がある。

つまり、老朽化した家をいろいろリフォームして住んでもらうというのもいいんですが、やはり、今、恐れられているのは耐震化なんですよ。耐震が本当にできて家が倒壊しないのかという問題もありますので、いろんな要素が重なり合っただけでなかなか前に進まない。

議員さんにとっては、本当に歯がゆい思いをされているかなとは思いますが、これはやっぱり議会と住民の皆さん、また地権者という方がいますので、そういったとことの連携をしっかりと組む。そして、企業さんにしっかりと雇用の問題をお願いしていく。

そういういろんな角度から、岬町に定住する魅力というものをやっぱり考える必要があるかなと、このように思っております。

今後、ぜひ議員さんのいろいろな貴重なご意見も聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長に今後の岬町の発展に向けてのお答えをいただきまして、ありがとうございます。

私が空き家対策とずっと言い続けてますと、やはり、いろんな方からご相談なり、ご提案なりというのをいただくことになってまして、実は、若干、やっぱり雰囲気が変わってきたなと感じてるところがすごくあるんですね。

岬町で何か事業したいという方の相談というのが結構多くなってきてまして、なので、ぜひともそういうところもサポートしていただきたいなとか、整備していただきたいなという強い思いがありまして、続けて質問させていただいていることでもあります。

今後は、岬町の企業や法人とか、各種団体としっかりと連携して移住者を受け入れる働き先を多く提供したりとか、また、岬町でしかできない独立した自由な生き方の提示などを行っていくこと。

先程も申し上げましたように、例えば、今では淡輪周辺を中心に増えてきつつあります、古民家をリノベーションしてカフェ等の事業にうまく有効活用してまちづくりに貢献している事例な

ど、自分のしたいことを仕事にするんだということが出来る選択肢も今では増えてきております。

先程も言いましたけども、東京に住む家と仕事がセットで提示ができるということ、また、岬町はほかと違って大阪市内まで1時間以内でアクセス可能なんだよと。そういうことでいくと、東京から来られる方というのは結構敷居が低いような気がするんですね。すごくいい環境だけれども、ちょっと行けば都市部、心齋橋とかに行けるわけですね。そういうのをもっと売りにしていけば価値が出てくるのと違うかなと、こう思っております。

そういったことができるということを空き家の対策と同時に、町内事業者などとうまく連携しながら東京や都市部へ発信を進めていくことで、岬町に魅力や価値が自然とついていくのではないかなと思っております。

ぜひ、空き家率ワースト1位のまちから移住者受け入れ率ナンバーワンのまちとなるように、みんなでまち全体をリノベーションできていければと思っております。

以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、松尾 匡君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、今回の熊本・大分の震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆さんに対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を切に願うものであります。

さて、今回の地震で、本震と見られる地震のマグニチュードは7.3と発表されました。一方、私たちの住む紀伊半島沖から遠州灘にかけての海域で周期的に発生するとされている東南海地震、この地震の規模は毎回マグニチュード8クラスに達する巨大地震で、約100年から200年周期で発生すると考えられています。

政府の地震調査研究推進本部の予測によりますと、この東南海地震の発生する確率は平成22年1月1日時点での発生率は30年以内では60%から70%。50年以内では90%以上とされています。

1995年に発生した阪神淡路大震災の震度は7でした。そして、その17年後、2011年3月に再び震度7の東日本大震災が発生し、そのときは百年に一度、あるいは千年に一度の割合で発生する大地震と言われました。しかし、その5年後の今年、熊本・大分で4月14日、4月16日に震度6弱、震度7の大地震が起きてしまいました。

この事実は、私たちが暮らす岬町にも近い将来大地震が発生する可能性が極めて高いことを物語っていると思われます。特に、今回の地震では、避難者は熊本市で最大11万人に達したと聞いております。

そこで、1問目の、災害時の対応についてお聞きします。

岬町において災害が発生し、避難所が開設されたときの緊急物資の備蓄品等の状況について。その品目、数量、備蓄場所を教えてください。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道徳君。

○中田危機管理監 答えいたします。

備蓄品につきましては、町内の小中学校をはじめ、指定避難所の22カ所に備蓄を進めております。

備蓄品の考え方でございますが、大阪府が平成26年に公表しました南海トラフ地震での被害想定は本町において一時的に避難所に避難される方が3,456人と想定されております。

この大阪府の公表を受け、平成27年3月に、岬町地域防災計画を改正し、この避難想定に対応する備蓄計画を定め、備蓄を進めているところです。

また、平成27年度には、大阪府下全市町村が構成する大阪府地域救援物資対策協議会が設置され、備蓄の考え方の2点がまとめられました。

1点目は、備蓄品目でございます。備蓄品目として食料、高齢者食、毛布、育児用粉ミルク、哺乳瓶、子ども用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、生理用品、トイレットペーパー、マスクの11品目を備蓄必要品目としております。

2点目は、備蓄品の数量でございます。食料については、従来、市町村と大阪府がおのおの1食分を備蓄するとしていたものが、1日3食、3日間の合計9食分を市町村と大阪府がおのおの4.5日分を備蓄することとなり、備蓄計画の見直しを行い、計画的な備蓄を進めているところでございます。

現在の備蓄状況は、アルファ化米3,732食、高齢者食250食、毛布650枚、育児用粉ミルク57缶、哺乳瓶55本、子ども用おむつ515枚、大人用おむつ378枚、簡易トイレ18基、生理用品5,690枚、トイレットペーパー400個、マスク100枚、備蓄水2,784本でございます。

これらの備蓄品につきましては、町内の主要な避難所である小学校施設を中心に備蓄しているところでございます。

例えば、食料品のアルファ化米では淡輪小学校に1,232食、深日小学校に650食、多奈

川小学校に400食、孝子小学校に300食。また、毛布は各小中学校に50枚など、分散備蓄しているところがございます。

また、その他の避難所につきましても、毛布を中心に備蓄しているところで、今後におきましても保管スペースの課題はございますが、備蓄計画に基づいた備蓄品目を順次備蓄を進めたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま品目と数量、備蓄場所をお聞きました。

今の答弁の中で、府と町で4.5日分を備蓄するのだという話がありました。例えばお米、アルファ化米、これは現状3,732食分とありましたけど、この数量というのは4.5日分になるのでしょうか。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

今申し上げましたアルファ化米3,732食は、4.5日にまだほど遠いものでございます。目標数は、現在、1万1,820食を考えておりますが、この4.5日分という部分で再度備蓄目標数を見直しするものでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ということは、その必要数の4.5日分には足りていないということですね。それを今後、計画では何年以内にそろえるとか、そういう計画はあるのでしょうか。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

備蓄計画では、平成28年度から5年計画を予定しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 5年計画で、今、その準備をしているということでした。

では、その小中学校避難所に備蓄している備蓄品ですけど、災害が起きた場合の備蓄品の運搬方法はどうか考えているのでしょうか。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

備蓄品につきましては、職員による配送を予定しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 職員で運搬するんですけど、具体的に誰がどのようにということを聞いている

んですけど、それはまだないと思いますけど、それを早急に、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。

災害というのは緊急時ですから、緊急時になって慌てふためいても遅いと思うので、平常時にできることはやっていきたいというように思います。

また、備蓄品についても、各家庭では最低限これだけ用意してくださいという話もあるでしょうが、町としてもこれだけ用意してますと、確保してますということを住民にしっかりと町としてもアピールしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、この備蓄品も計画数に達してないという部分ですけど、財政的には苦しいと思いますが、災害はいつ発生するかわからないと。また、発生するであろう災害の詳細についても、これも誰にもわかりません。だからこそ、平常時にできることは全て備えをしておかなければならないと思います。

今回の熊本地震の教訓を生かして、危機管理意識をさらに研ぎ澄ませるとともに住民の皆さんにも積極的な防災意識の啓蒙・啓発をしていただきたいとお願いいたします。

次に、避難所の施設についてお聞きします。

避難所が開設して多くの人が集まると、食料の確保と同じく重要になるのが排せつの問題だと思います。災害時のトイレに関する国土交通省のガイドラインがございます。

そこには、災害では、水が出ないトイレはあつと言う間に満杯になり、避難所等のトイレ環境を確保するための代表的な手段として、被災地以外から仮設トイレを運搬、設置する方法が挙げられます。東日本大震災においても多くは仮設トイレによって避難所等のトイレ環境を確保していたが、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数は4日以上かかったと回答した地方公共団体が全体の66%を占めていると。

この仮設トイレはし尿のくみ取りが必要となるため、バキュームカーが調達できない場合、あるいはし尿処理場が被災した場合では使用が困難になることがある。実際に、東日本大震災においても便槽が満杯になりくみ取りができない仮設トイレでは使用禁止になったという状況もありました。

平時において、排せつ物はトイレを通して汚水処理施設に運ばれて適切に処理されていますが、一たび災害が発生し水洗トイレが機能なくなると、排せつ物の処理が滞り、そのために排せつ物における細菌により感染症や害虫の発生が引き起こされる。

また、避難所等においてトイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え排せつを我慢することが水分や食料の摂取を控えることにつながり、被災者においては栄養状態の悪化や

脱水症状、またエコノミークラス症候群などの健康障がいを引き起こすおそれが生じます。

このように、トイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながります。

被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は今まで以上に強い問題意識を持ってとらえられるべきであると、このガイドラインにはございました。

このような状況から、災害時における避難所のトイレの確保、管理は極めて重要な課題であり、被災者の命を支える社会基盤サービスの1つとして認識し、避難所を開設する市町村等において適切な対応がなされるようにしていく必要があると最後に書き加えられております。

以上の観点からお聞きしますが、避難所でのトイレ管理については本町ではどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

災害時に起きます避難所のトイレにつきましては、被災時においても衛生的な生活環境の確保が重要でございます。

仮設トイレが避難所に行き渡るまでに時間を要するということもございます。現在、避難所のトイレにつきましても同様の状態が当然発生するわけでございますが、現在、本町としましては簡易トイレの対応と考えておまして、それと同時に携帯トイレ、簡易トイレをもって運用してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま答弁にもございましたけど、災害時のトイレとして考えられるのが、携帯トイレ、今、言っていました簡易トイレ、それからマンホールトイレというのがあるんですけど、これらの備蓄、あるいはこれから取り入れようと思ってるのか、計画はあるのか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

議員ご質問のマンホールトイレでございますが、マンホールトイレは下水道管を使用することにより、災害用のトイレとしての貴重な存在として注目されております。

ただ、このマンホールトイレを使用する前提としましては、下流の下水道管路や下水処理場が被災していないこと。また、汚物を流すための一定の水が確保されていることなどがあり、この場合の水源としましては、学校のプールなどが考えられておりますが、本町では学校プールの運

用はございません。

また、現在の避難所にマンホールトイレを整備するとなりますと、下水道管路等の設備の被災状況とともに水源の確保などが課題となってまいります。

災害時には、やはり切れ目のないトイレ環境を確保することが避難者の安心感につながる重要な事案であることは認識しておりますが、本町としましては、一時避難場所への整備など、先進地の取り組み事例や関係部局と意見調整を行い、検討を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ちょっとわかりにくかったんですけど、要は、マンホールトイレは取り入れる予定がないということですかね。携帯トイレ、簡易トイレも数がないという話ですわね、さっきの数量の話では。

ということは、避難者はどうしたらいいんでしょうね。食べると排せつは、必ずつきまとうと思うんですね。

今、我々は便利に暮らしているから今の時点では考えつかないかもしれませんが、その立場に立って考えるのが必要じゃないかなと思うんです。

水源がない、マンホールトイレを設置しようとしたら水源がないからできない。できなかったら我慢せえと言うのですか。どうでしょうか。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 答えいたします。

議員おっしゃるように、災害の備えとしまして、簡易トイレ以外にもマンホールトイレという設備がございます。

本町でございますと、まず仮設トイレというところを考えておりまして、例えば、レンタル会社との防災協定を締結するという方法もございますが、ただ、レンタル会社にしましても他の自治体さんの協定等もございまして、また、幹線道路が寸断されるというところで、やはり本町に速やかに設置できる環境下でないということも想定されます。

ますます避難所に到達するまでに時間を要することになってくるということになりますので、いち早く避難所に仮設トイレの設置となりますと、例えば町内の各事業所様が平時から保有されております仮設トイレを協力いただけないか、今後検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 ちょっと補足答弁させていただきます。

このマンホールトイレについては、本町については非常に下水の整備は一応60%から70%

ぐらいの整備はしておるわけなんですけども、今回、こういったガイドラインが国のほうから示されておりますので、先進地の事例、そういったものを今後、十分検討してまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 そのとき、実際にその立場に立って考えていただきたいと思います。ぜひ、検討をよろしくお願いします。

次に移ります。

次に、過去の事例に倣って考えてみますと、阪神淡路大震災、また東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電の後、電気復旧時に火災が発生する通電火災というのが多発をしました。

震災時に電気が原因となる火災対策に有効であるとされるものの中に、感震ブレーカーというのがあります。感震ブレーカーとは地震の揺れをセンサーが感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の場合にブレーカーを遮断するというものです。一般的なブレーカーは漏電には対応していますが、地震による火災対策には効力はありません。

最近では、個人住宅においても耐震基準を満たした住宅が増えてきております。地震にも倒壊せずに持ちこたえた住宅が停電後の住宅火災で焼失してしまうと、そういう事態は避けなければならないと思います。一部自治会では、感震ブレーカー購入について補助を実施しているところもあると聞き及んでいます。

そこでお聞きしますが、岬町においてこのような補助金の有無について、どのようにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

平成7年1月17日に発生しました阪神淡路大震災時に転倒しました電気ストーブなどが原因で大規模な火災が発生するなどにより考案された、この感震ブレーカーでございます。

地震の揺れを感知し、自動的に通電を遮断することにより一般的なブレーカーでは防げない電気火災の防止効果があるとされており、地震に伴う火災を防ぐ上で大変有効な手段であると考えられております。

一部の自治体では、感震ブレーカーの設置費用を補助するなど、普及への取り組みが行われておりますが、普及率は極めて低く、作動時に冷蔵庫がとまることや、照明が消えることへの不安の声や、密集市街地では、自分の家だけが設置しても周囲が設置しなければ延焼火災は防げない

との意見など、設置の動きは広がっていないのが現状でございます。

また、最近の電気ストーブには安全装置として、転倒時に通電がストップする転倒オフスイッチを設置している機器も流通しておりますのが、議員ご質問の感震ブレーカーについても有効な手段の1つと考えております。

本町としましては、近隣市町の取り組み状況を踏まえ、問題点の洗い出しなど、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 大きな地震が最近頻発しておりますので、本町においてもこれは備えをしなければならぬという大きな教訓にしていくべきだと思います。

先程の備蓄と同じですけど、災害に備えるためにかかる費用については、今すぐには必要ではないということから、余り、どちらか言ったら重要視されないと思います。

災害はいつ発生するかわからないということは、あした発生するかもわからないということやと思うんです。そういう明確な危機意識を持って、ぜひ、今後積極的に災害発生時の対策を進めていただきたいと強く要望いたします。

2点目の質問に移ります。

岬町の教育大綱についてであります。こういう冊子をいただきました。岬町教育大綱未来へのアプローチですね。

この岬町の教育大綱については、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針であると認識しております。

この岬町教育大綱は平成27年12月に策定され、議会には本年2月末の全員協議会で示されました。今回は、この大綱の重点施策についてご質問をさせていただきます。

最初に重点施策の中に、0歳から15歳までのスムーズな教育・保育についてとありますが、これに関して質問いたします。

この重点施策にある子育てをしている全ての家庭への支援の中に、家庭や地域の教育力の向上(家庭はすべての教育の出発点)と書かれています。

そこでお聞きしますが、具体的に、学校や教育委員会ではどのように家庭への支援を行っているのか、また行っていけるのかということをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 ご質問いただいております教育大綱の基本方針、子育てをしている全ての家庭への支援についてですけれども、これは全ての子どもと子育てに関わる人と地域を応援するために

策定をいたしました第2次岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21、平成27年3月に策定しておりますが、におけます重要な施策を大綱を策定するにあたり、重点施策として位置づけたものでございます。

生命を大切にすする心や他人を思いやる心、社会的マナー、自制心、自立心などを育成する上で家庭教育が基本であるという考えから、家庭は全ての教育の出発点として家庭や地域の教育力向上に向けた施策を実施するものです。

具体的な事業といたしましては、生涯学習課が行っておりますスポーツ活動のための学校開放、保育所、子育て支援センターでの文庫の開設などで、今年度も継続して実施しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 全ての家庭の支援ということでお聞きしたんですけど、具体的な事業で、学校の開放、保育所、支援センターでの文庫とあるのですが、ちょっと理解しにくいんですけど、もう少しわかりやすく説明してもらえますでしょうか。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 教育大綱は施策の方向について示させていただいたものです。

挙げさせていただいております子育てをしている全ての家庭への支援という施策に関しましては、先程も申しましたが、岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21の中から取っております、こちらのほうでは、まず子育てをしている全ての家庭の支援ということで、地域における子育て支援施策といたしましては、集いの広場の事業の実施でありますとか、保育所園庭開放、保育所におけます幼児教室、あるいは仕事と子育ての両立支援ということで、地域就労支援事業の実施でありますとか、男女共同参画社会実現に向けた意識の啓発、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備でありますとか、さまざまに項目立てをいたしまして多くの事業が実施されている状況にあります。

この場では全ての事業を紹介できませんでしたので、いくつか紹介をさせていただきました。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 次の質問も同じような答えになるのかもしれませんが、ほかの部分で、子どもの権利擁護の推進という項目があるんですけど、そこには、きめ細やかな配慮を必要とする子ども、また、その家庭への支援とあるんです。

その中に、具体的には、ひとり親家庭の自立支援、障がいのある子どもとその家庭の支援となって、また「家庭」と出てきてるんですけど、ここでも、先程と同じように、どのように家庭への支援というのがされるのかということら辺をお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 2点目にご質問をいただいております子どもの権利擁護の推進におきましても、先程と同様に、第2次岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21における重要な施策と共通しているものでございます。

子どもの権利擁護の推進についての施策の考え方ですが、児童虐待やひとり親家庭、障がい児、家庭環境に配慮を必要とする子ども、家庭に対してきめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関と連携を図るとともに、相談体制の整備や情報提供の充実に努めるものです。

具体的な事業としましては、各校、幼稚園、保育所、子育て支援センター、保健センターなどで子育て世代を対象とした相談事業の実施、しあわせ創造部と教育委員会が連携して就学前から小中学校への途切れない支援を目的とした岬町支援教育担当者会を開催しています。

スクールカウンセラーも参加し、気になる子どもたちへの支援のあり方について、それぞれの専門的立場からの意見や情報を共有し、親が困っていること、必要としていることなどを整理し、必要な関係機関が参画しながらチームによる子どもへの支援、保護者へのサポートを続けています。

また、町長部局と教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、岬町いじめ防止基本方針を平成27年1月に策定しました。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い設置した総合教育会議は、町長を長として教育委員6人で構成しますが、児童・生徒の生命、または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合などの重大な事案が発生したときに、緊急に対応すべき措置について、迅速な対応ができるよう定めています。

従前から、直接命にかかわる恐れのある児童虐待につきましては、子育て支援課と教育委員会が連携し、関係部局と相談を重ねながら虐待防止に取り組んでいます。

また、教育委員会はスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、子どもが発信するSOSのサインを見逃さないよう対応しています。

スクールソーシャルワーカーは学校が組織として動けるように、その子どもを取り巻く全ての情報を整理、分析して、学校だけでは気づけなかった、わからなかった支援に必要な人材、施設などを見つけ出し、学校の問題解決のプランニングの手助けをしています。

派遣回数は、府費負担で7回、町単費で20回で、小中学校からの派遣のニーズが高く、予算を増額して対応しております。

いじめ、不登校についての相談事業には、スクールカウンセラー3名、精神科医1名を配置し、

保護者からの専門家による相談に対するニーズに対応するため、年間100回を超える回数を確保し、きめ細やかな対応になるように実施しています。

精神科医による相談は、中学校で年10回、町単費で実施しています。精神科医を学校に派遣しているのは、府下でも余り例がない取り組みです。PRは避け、スクールカウンセラーが受けた相談から精神科医による相談につなげることで課題の解決に努めています。

今後も、子どもの成長に深くかかわることのできる機関として、しあわせ創造部、教育委員会は専門家や関係機関と連携しながら子育てをしている全ての家庭への支援、子どもの権利擁護の推進に努めてまいります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 特に具体的にどういうふうに何かを1つだけするのじゃなくて、しあわせ創造部と連携したり、チームで一つの家庭を支えていくと、そういう仕組みだということですね。理解いたしました。

次に、重点施策の基本方針Ⅱと、この中にあるんですけど、その中の「活力ある学校園づくりの推進」について質問いたします。

その中の項目で、少子化に対応した小中学校の連携教育の推進という項目があります。

その中で、小中学校9年間の接続円滑化と書かれている部分があります。文科省のホームページには、新しい環境での学習や生活へ移行する段階、これは小学校から中学校へ変わるときですね。

その段階で不登校などの生徒指導上の諸問題につながっている事態、小学校から中学校へ上がった時点で不登校になるというのを中1ギャップというんだそうですけど、そういう問題に直面し、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性の認識や、また、全国で進められている小中連携、一貫教育の目的の1つには少子化の進行や核家族化の進行により、児童・生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により児童・生徒が多様な教職員、児童・生徒とかかわる機会を増やすことで小学生の中学校進学に対する不安を軽減すること、また、中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生である自らに自覚的となることで自尊感情を高め、生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくことを目的としておるとあります。

岬町でも子どもの出生が年間約70人から80人となっていると聞いていますが、今後の小中一貫教育について岬町として具体的に、さっき本文にありました少子化に対応した小中学校、9年間の接続円滑化に対してどのように推進していくのかお聞きしたいと思います。

この件については、担当部長より教育長でお願いいたします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 議員のご質問にお答えします。

小中連携、小小連携の基本となるのは、小中学校間での統一した授業づくりであると考えております。

今年度は、各小中学校の学力向上担当教員を対象としました岬町学力向上担当者会議を開催し、各校の教員間で授業づくりに対する状況を共有し、また、さまざまな課題等を整理したりすることを通して、いわゆる岬町の授業スタンダードの作成を進めているところでございます。

小中学校9年間を見通した指導に一貫性を持たせ、円滑な接続を図ることも含めて今後も継続してまいりたいと思います。

小学校の統廃合、小中一貫校など、学校規模の適正化の検討はさまざまな要素が絡む問題ではあります。児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えまして学校教育の目的や目標をよく実現するために行うべきものであると考えております。

小中学校は、児童・生徒の教育のための施設であるだけではなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有しております。防災、保育、地域の交流の場等、さまざまな機能をあわせ持っております。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでございます。まちづくりのあり方と密接に関連するものと考えているところでございます。

岬町は、淡輪、深日、多奈川、孝子地区、それぞれが地域の特性を持っております。小学校の存続は地域の振興、再生にとって不可欠であります。人づくり、地域づくりの拠点としまして運営を進める必要があると考えております。

多奈川小学校は地域の方々と運営している学校でございます。地域コミュニティの核となっていると考えております。地域にとって、小学校の存在はとても大切なものであると考えております。

地域の子どもは地域で育んでいこう。耐震工事が平成27年度末、先々月でございますけれども、完成いたしました。多奈川小学校、深日小学校に保育所を併設しました。子どもたちの安全の確保にも努めるとともに、地域の特性を生かした新しいスタイルの教育、保育の施設として小学校、保育所、地域がともに参画できる運営に取り組んでいます。

小規模校として考えられるデメリットは、先程議員もおっしゃられましたけれども、今後の教育施策の中で解消する施策を教育大綱に盛り込んでいきます。小規模校ならではの学校づくりにも取り組んでいくところでございます。

今後も学校が持つ多様な機能にも留意しまして、学校教育の直接の受益者であります児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置につきまして、慎重に、かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 小中連携、一貫教育の効果については、既に取り組みを進めているほぼ全ての市町村において成果が認められております。

具体例として、これは児童・生徒の側からの成果ですが、中学生の不登校出現率の減少。市町村、または都道府県独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、これは学力が上がったということですね。

それから、教職員の側からの成果というのが、児童・生徒の規範意識の向上。異年齢集団での活動による自尊感情の高まり。教職員の児童・生徒の理解や指導方法改善意欲の高まりなど意識面の変化といった結果が得られています。

小中一貫教育についての実態調査、これはアンケートにおいては、「大きな成果が認められる」が20%、「成果が認められる」が76%、実施した学校の96%は成果を認めていますということです。これは211市町村のアンケート結果でございます。

このような成果の中、岬町では今後、この推進に向けてどのようにお考えか、お聞かせください。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 議員のご質問にお答えします。

文科省では、今言われている小中一貫校よりも、まだ先を行った義務教育学校というのが進められております。まだテストケースでございますので、岬町のほうへは来ておりませんが、岬町は幸いにして中学校が1校でございます。その中学校1校でございますけれども、現在、チャレンジアップという学力向上の授業もやっておりますし、町長の思いの中で、3年間一度試してみようかということもございまして、今年3年目に当たってるわけでございます。

私もその成果を感じながら、毎年少しずつでございますけれども、子どもたちの成果にあらわれていると感じておりますし、これからも小中一貫の、まだ全ての小中一貫まで行かないかもわかりませんが、中1ギャップがなくなるような形で続けていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 さっきの答弁の中で、学校とは地域の再生のための拠点づくりやとか、また、地域とともにある学校づくりの視点というような言葉があったと思います。

私はこの岬町教育大綱の件で見てるんですけど、そういう視点とか地域の再生のための拠点とか、そういうのはどこかに書かれているのでしょうか。私、余り知らなかったんですけども。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 教育大綱につきましては、今、ご質問いただきましたけれども、これは一応、大きなメニューを挙げております。

その組織の中で、教育大綱から下のほうへいろんな計画とか下部についているわけでございます。その中でのお話をさせていただいているわけでございまして、大綱に挙げさせていただいているのはアドバルーンと申しますか、メニューというようにご理解いただけたらと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この教育大綱はアドバルーンやということはどういうことですかね、アドバルーンやから、あんまり関係ない、意味がないのですか。どういうことでしょうか。

私は教育大綱に関して質問してるんです。その中にこんな言葉がどこかありましたかと聞いてるんですよ。

全然、教育大綱と違うところから答弁したということですか。どうですか。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 総合計画というのが、岬町にもございます。その中でもメニューを挙げさせていただいているということもおわかりだと思いますので、教育大綱の中でも、一応メニューを示させていただいていると。

その下のほうに基本計画、基本構想。基本構想のほうが上でございますけれども、そういう順番で説明させていただいたわけでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 よくわかりませんが、時間ないので、もういいですわ。

何にしろ、教育大綱発表されたということは、この方針に基づいてやっていくということを発表されたわけですから、去年12月に策定されて、まだ間がないのかもしれませんが、少なくとも方針が策定されたのですから、それに伴って進めていってほしいなと思うんです。

せっかくこんないいのができてるので、どこまで進んでいるのかというところ辺を確認したかったので質問させていただきました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは3時5分まで、約15分、休憩させていただきます。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

ちょっと、議員さん並びに理事者をお願いしておきます。

今議会からカメラ2台入れましてやっております関係で、事務局のほうでカメラの録画の切りかえをやりながらやっているということを今聞きまして、一コマ終わって次の答弁とかの間隔時間をいただきたい。

ですから、すぐに手を挙げられますと、実は切りかえる間がありませんので、大分私もずらしながら来たのですが、事務局、困っておりますので、1つその辺のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それによりまして、質問時間がちょっと短くなりますけども、中原議員におかれましてはご理解よろしくをお願いしておきます。

それでは、次に中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

質問に先立って、熊本地震で犠牲になられた方々と、そのご家族にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げ、一日も早い完全な普及、復興を心から願うものであります。

岬町においても、防災・減災の取り組みを強め、安全・安心のまちづくりに一層尽力されることを改めて求めるものであります。

国会が会期末を迎え、安倍首相は消費税の増税を2年半延長し、その理由を世界経済に起因するものとの無責任な態度を示しました。

労働者の実質賃金が5年連続のマイナスで、5%も目減りし、日本経済の6割を占める個人消費が2年連続マイナスという、戦後初めての異常事態のもとで、消費税の増税延期は当然の措置であります。

首相は、破綻したアベノミクスをさらに進めると言いますが、国民はアベノミクスの果実など、

庶民の手には渡らないことを見抜き始めています。

国民の多くは強行された安保法制、戦争法の廃止を求め、原発、TPP、沖縄の基地問題など国民の声を聞かない安倍政権の政策一つひとつには反対の意思を示しています。

この暴走政治がもたらす岬町の住民への害悪ははかり知れません。岬町が地方自治体の名にふさわしく住民の利益と暮らしを守る役割を発揮することを求めて質問を始めます。

2年前に国会において強硬可決された地域医療介護総合確保法により、来年度以降、多くの高齢者が公的な介護サービスから除外されるおそれがあります。政府の決めた介護予防・日常生活支援総合事業の導入が義務化されており、高齢者とその家族が受ける被害が一層深刻になることが懸念されるところであります。

新しい総合事業の内容については後ほど改めて確認をさせていただきますが、現在は経過措置取り扱いになっており、岬町が実施を先送りしてきたことは評価すべきものと考えています。

また、来年度からは全国の自治体で完全実施を強制されており、実施に向けた準備においては大変なご苦勞を伴っているものとお察しいたします。

住民に一番身近な地方自治体として介護サービスの利用水準を維持し、必要な公的サービスを継続して受けられるよう、岬町としても力を尽くすべきとの立場から質問をいたします。

初めに、法改定についてお尋ねをいたします。

2年前の法改定によって何がどう変えられたのか、今後、どう変えられるのか。その全体像はまだ余り知られていないのが実情であります。改めて、制度改定の内容について確認をいたします。

従前の介護保険制度では、大まかに4つの特徴がありました。

それは、1つに、要支援1からでも在宅サービスが利用できること。

2つに、要介護1以上であれば特別養護老人ホームに入所申し込みができ、待つことができること。

3つに、介護サービス利用料は所得に関係なく1割負担であること。

4つに、低所得者は介護保険施設やショートステイの部屋代、食事代の補助が受けられることという、大まかに申し上げて4つの特徴がありました。

これが一つひとつどのように変えられ、また今後、変えられる予定のものもありますので、その変更内容についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず1つ目の、要支援1からでも在宅サービスが利用できる、この特徴についてはどのように変えられることになっているのかお答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

要支援認定者の在宅サービスについてでございますが、平成29年度からは要支援認定者の在宅サービスのうち訪問介護、いわゆるホームヘルパー、そして通所介護、デイサービスについては従来の予防給付から、同じ介護保険制度の枠内において市町村で実施される介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に移行することとなります。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目の、要支援1からでも在宅サービスが利用できるという特徴については、今、お示しのあったとおり、来年度から制度変更が行われると、この内容については後ほど詳しくお尋ねをしていきたいと思っております。

2つ目の特徴ですね、要介護1以上であれば、特別養護老人ホームに入所の申し込みができ、待つことができる。このことについては、どのように変更をされましたでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 特別養護老人ホームへの入所につきましては、従来では要介護1から入所が可能でしたが、平成27年4月からの新規入所については、原則要介護3以上となっております。

ただし、例えば認知症や家族がいないなど、やむを得ない事情がある場合は要介護1から入所することが可能となっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 2つ目に、今、お示しいただいたとおり、従前であれば要介護1以上であれば特別養護老人ホームへの入所はかありませんでしたが、現在、既に原則要介護3以上でなければ特別養護老人ホームの新規入所はかなわないということになっております。

先程、つけ足して、やむを得ない事情がある場合は要介護1の方でも入所できるということをつけ加えておっしゃいましたが、それは従前から行われている措置入所と同じような性質のものでありまして、原則新規入所、要介護度3以上という制度改定については、介護難民を生み出す1つの要因であるというふうに、この介護制度の後退を指摘せざるを得ないところだと思います。

3つ目について確認をいたします。

介護サービスの利用料は所得に関係なく1割負担である。この内容についても制度の改定が行われております。ご説明をいただきます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 改正によりまして、平成27年8月から本人の合計所得が160万円以上の場合は、従来の自己負担割合が1割から2割に引き上げられています。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お示しがあったとおり、昨年8月から一定所得の方については負担が増やされているということでありました。

最後、4つ目ではありますが、低所得者については、介護保険施設やショートステイの部屋代、食事代の補助が受けられる、このことについても制度改定内容の説明をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 これにつきましても、平成27年8月からでございますが、預貯金が単身で1,000万円以上ある場合や、非課税世帯でも配偶者に住民税が課税されている場合は、介護保険施設やショートステイの食費と居住費の軽減措置が受けられなくなる制度改正が行われたところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お示しいただいたとおり、一定の条件の方については食費や部屋代の補助が打ち切られているということが示されたところであります。

今ご紹介したとおり、既に無慈悲に実施されたものがあり、その影響については懸念されるところであります。今回は、来年度から行われようとしている、1つ目にお尋ねをした要介護1、2と判定された方を対象にした介護保険外し、失礼しました、要支援1、2という診断をされた方を対象にした介護保険外しについて質問をいたします。

先程、介護保険制度の4つの特徴について、その改悪をお尋ねしましたが、要支援1、2の方のホームヘルプサービスとデイサービスが介護保険制度から外されようとしているという問題であります。

岬町において、何がどう変えられようとしているかは、もう少し後でお尋ねをしますが、介護サービスが介護保険制度から外されることの意味を、まずは確認をさせていただきたいと思えます。

介護保険制度はその名のとおり、保険でありますので、加入者、被保険者と呼ばれる方ですけれども、加入者は保険料を負担し、介護が必要であると判定された場合は、保険給付としてサービスを受けるという仕組みに基づいて運営をされております。

介護保険制度においては、加入者は要介護や要支援の認定を受ければ介護サービスを受けるという権利、受給権を得ることになります。同時に、保険者である岬町は介護サービスを提供する

義務を負うこととなります。あわせて、そのサービス内容は法令によって基準が定められており、質も確保されております。これが、現在行われている給付の特徴であります。

しかしながら、来年度から開始される新しい総合事業には、介護保険制度における受給権がありません。サービスが受けられなくても受給権の侵害は発生しません。また、全国一律の基準はなく、事業実施者である岬町が基準を定めることになり、サービスの量も質も担保されるのかどうか、極めて不透明であります。

ここで、岬町における今回の改定の影響を受ける可能性のある方がどの程度おられるか確認をさせていただきます。

要支援1、2の認定を受けておられる方と、そのうち実際にホームヘルプサービスとデイサービスを利用されている方の人数をお示してください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 平成28年4月末現在でございますが、要支援の認定を受けておられる方につきましては590名となっております。ちなみに、要支援1が301人、要支援2が289人でございます。

また、その要支援認定者のうち、サービスの利用者数は320人ございまして、そのうち訪問介護サービス、いわゆるヘルパーは163人、通所介護サービス（デイサービス）については55人の方がご利用されているというところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま人数をお聞かせいただいたところであります。

65歳以上の岬町における要介護認定者数、全体でいきますと1,369人ということになりますから、ほぼ1,370人ぐらいですけれども、そのうちの要支援1と2という診断をされている方は590人、およそ600人。これは全体の認定者数のほぼ半数に近い、2人に1人という数だと思います。

その590人の中で実際にホームヘルプサービスやデイサービスを利用されている方は320人ということで、これは要支援1、2の認定を受けておられる方の半数以上が利用されており、また、全体の要介護認定者数の4分の1に当たる数かなと。4人に1人が影響を実際に受けることが大いに考えられるということになるのかなと理解していいと思います。

それでは、具体的にお聞きしていきたいと思っております。

来年度から導入される新しい総合事業については、厚生労働省からガイドラインが示されており、それに基づいて事業計画をお考えのことと思っております。

要支援1、2の方を介護保険制度ではなく、岬町が実施主体である新しい総合事業に移行させていく計画をお考えのところと思いますが、岬町における準備状況や計画内容についてお尋ねをしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、議員ご指摘の訪問介護、通所介護につきましては、介護保険制度の枠組みの中で、保険給付ではなく市町村事業としての給付として移行されるものでございまして、この新しい総合事業の中では多様なサービスの提供がガイドラインでも示されているところでございます。

ご紹介をさせていただきますと、新しい総合事業のサービスは訪問介護、ヘルパーについては現行サービスと同じ基準で行う現行相当サービス。また、基準を緩和して生活援助等を行う訪問型サービスA、住民主体の自主活動として行う訪問型サービスB、3カ月から6カ月の短期間において保健師等による居宅での相談指導等を行う訪問型サービスC、訪問型サービスAの基準に準じて行う移送前後の生活支援を行う移動支援である訪問型サービスDに区分されております。

また、通所介護、デイサービスにつきましては、ヘルパーと同じく現行サービスと同じ基準で行う現行相当サービス、基準を緩和して行う通所型サービスA、住民主体の自主活動として行う通所型サービスB、3カ月から6カ月の短期間において生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラムを実施する通所型サービスCに区分をさせていただきます。

準備状況でございますが、本町としては、まず現行の予防給付をそのまま市町村事業に移行する現行サービスを中心に移行していきたいと考えてございまして、現在、その準備に鋭意取り組んでいるところでございます。

この現行相当サービスにつきましては、現行と同じ基準、また、同じ介護報酬で行いたいと考えておりまして、そのために要綱等の整備を進めているところでございます。

また、あわせて泉佐野以南の3市3町で総合事業ワーキングを設置して協議を開始しておりまして、共通の課題整理と基準の統一化に向け検討を続けております。

また、基準を緩和したサービスについての設置基準や報酬、また研修内容等についても合同で検討を進めているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 古橋部長はなるべく早く終われるように割愛しながらご説明をいただいたところかと思えます。

お聞きいただいている皆さんがどの程度ご理解いただいたか、それはちょっと推しはかること

は難しいのですが、今、行われているサービスと、結論的に言うと、今、介護事業所が行っているホームヘルプサービスやデイサービスを受けていただいている方には同じような、現行相当サービスというように区分上呼んでいるのですが、そのサービスに移行していただくことを中心にお考えだということかなと思います。

それは一番結構なことだと私は思っているのですが、ただ、ちょっと今お答えになった中で、「中心に」という言葉をお使いになられましたから、それ以外のこともお考えなのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 先程ご答弁申し上げましたように、多様な主体の多様なサービスの提供というのがこの総合事業の特徴でございます、本町では地域高齢者のニーズや新たに必要なサービスの状況や社会資源の発掘、開発を目的として、本年7月から生活支援コーディネーター事業を実施いたします。

今後、その中で、時間をかけて住民や事業所の声も十分聞きながら、新しい資源の開発、あるいは充実に努めてまいりたいと考えてございます。

しかしながら、NPOでありますとか、ボランティア団体など社会資源が乏しい岬町におきましては、新たなサービス主体の開発には時間がかかるのではないかなと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私がお聞きした「現行相当サービス」、いろんなことを何かお考えかということに対して、「多様なサービス」という言葉をお使いになられてお答えになりました。

それはどういうことかと言いますと、今、部長のお話でもあったとおり、住民主体、例えばボランティアだとか、あとは、今の介護保険の制度上の基準や質を緩和したのものとして、似たようなサービスを行うということの担い手をつくりましょうということもガイドラインで進められているわけですし、その方向性についても探求はしていくということをお示しになられたかなと思います。

わざわざ言う必要はないかもしれませんが、私はその探求はおやめになられたほうがいいと思います。

と言いますのは、介護サービスというのは専門職によるサービスでありまして、今おっしゃられた多様なサービスというのは専門職ではない方たちによるもので、一概にそれが全てよくないとは決めつけられないと思うのですが、やはり、専門職からの適切な支援を受けることで自立し

た生活を送っておられる高齢者の方々の暮らし、そして、その家族の皆さんの実情を考えた場合に多様なサービスを安易に取り込むのはよくないと考えている、このことは申し上げておかなければならないと思います。

それから、先程ご答弁の中で、基準や利用料金についても言及されました。現行相当サービスに移行することを中心にお考えであって、今、利用されている方は実態としては今の利用と同じような形の、同じようなというか、ほぼ同じですよ。形で今のサービスが利用していただけるというようにしていこうとお考えのようですけど、それを利用するに当たってサービスの基準、質の問題ですよ。その問題と、それから利用料金についても現行を維持するということがよかったのかなと思います。その方向性は結構だと思います。

もう少し聞いていきますが、将来の懸念についても少しお聞きをしておきたいと思うんです。

新しい総合事業では、事業費について市町村ごとに上限額というのが設定されるんですよ。要介護1、2と判定された方を総合事業という市町村事業に移っていただいて、その事業費は上限額が決められるということになります。

ですので、将来、給付の抑制をしなければその上限額を上回ってしまうという事態が発生することは大いに考えられることなんです。そうなった場合に、岬町はどうされるのか、この機会にお聞きしておきたいと思います。

その上限額の範囲内に事業費を抑えるためにどういうことをするかということで考えられるのは、総合事業における、例えばサービスの単価を切り下げる、先程の多様なサービスなんかをつくって、安上がりな、低廉なサービスを利用してもらうことで事業費そのものを落とすということも考えられますし、それから、単価の高い、一番恐らく単価が高くなると思われるのは現行相当サービスでありますけれども、その利用そのものを抑制していくと。その結果、全体として事業費の上限を上回らないように、そして事業費を抑えていくということが考えられる。これは1つの懸念ではありますけれども、この機会にそういった事態に陥った場合、岬町としてはどう対応していくお考えであるのかお聞きをしておきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　先程議員ご指摘がありましたが、事業費の上限額という表現をなされましたが、ガイドラインでは、総合事業と予防給付の費用の伸び率が中長期的にサービスを主に利用している75歳以上の高齢者の伸び率程度になることを目安に努力するとされてございます。

また、Q&Aにおいて、上限額を超えた場合は、超える部分については介護保険法、これ第115条の49だったと思いますが、に位置づけられている市町村が単独で実施をする保健福祉事

業となるとQ&Aのほうでは示されてございます。

また、一方で超える場合については、厚生労働省で個別に判断できる仕組みを設けて、一定の特殊事情がある場合は、超えた部分についても総合事業と認めると示されてございます。

仮に超えた場合については、この特殊事情として認めていただけるよう、町として努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のご答弁を聞く限りにおいては、利用されている方の不利益につながらないように、必要であれば国に働きかけるということも含めて対応していくということであったかなと思いますので、ぜひ国に、上限を設けることそのものに対してもしっかり意見を言っていただきたいと思うんです。

私はそもそもこの事業を持ち込むことそのものに反対ですけれども、決められてしまった以上、その制度のもとでどう住民や利用者を守るのかという立場に立っていただきたいと思いますので、その立場で国に対しても機会あるごとに意見を言っていただきたいと思います。

引き続きお尋ねをいたしますが、サービス利用に当たっての手続についてお聞きしていきたいと思います。

現在のところ、介護サービスを利用しようと思って相談に窓口に行かれた場合は、要介護認定の申請を受け付けて、調査の上で、要介護認定が出れば介護サービスが受けられるという流れになっているかと思いますが、来年度からはこの手続も変えられることになっております。どのように変えられるのか、ご説明をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 現在の介護保険につきましては、要支援認定を受けていただいて、介護予防ケアマネジメントを受け、必要なサービスを利用していただいている状況でございます。

平成29年度の新しい総合事業では、認定を受けて介護予防ケアマネジメントを受けるというほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護ケアマネジメントを通して必要なサービスにつなげる流れも設けていくというところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいたとおり、基本チェックリストというものが新たに登場してくるわけなんです。

基本チェックリストというのは、非常に簡単なものでありまして、質問は全てで25項目しかありません。バスや電車で1人で外出していますかとか、椅子に座った状態から何もつかまらず

に立ち上がっていますかとか、あとは半年前に比べてかたいものが食べにくくなりましたかとか、週に1回以上は外出していますかとか、きょうが何月何日かわからないときがありますかとか、非常に答えやすいといえれば答えやすい25個の質問がありまして、それに対して「はい」と「いいえ」で答えるという、非常にやりやすいものではあるんですね。

ただ、この基本チェックリストというのは、少し気をつけて運用するべきだと思っているところなんです。と言いますのが、ガイドラインで示されているのは、基本チェックリストをまず行って、そして要介護認定の申請から遠ざけようという思惑があるんです。

ですので、介護保険の制度から外して、市町村事業のほうへどんどん利用を促していこうという考えがにじみ出ているのが厚生労働省の示しているガイドラインでありまして、窓口へ来られたときに、もちろん必要な方は基本チェックリスト受けていただいたらいいんですけど、わざわざガイドラインの中では、まず基本チェックリストをやってもらいましょうということと呼びかけると同時に、明らかに要介護認定が必要な場合は要介護認定の申請、従来までの申請をしてもらいましょうというように、非常に限定された方のみが要介護認定の申請ができるような印象を受けるものとしてガイドラインが示されておりますので、この基本チェックリストの活用についてはよく気をつけて進めていただきたいと思います。

それで、この基本チェックリストを窓口に来られた方に書いていただいたりするときの窓口の担当者なんですが、これについては、ガイドラインでどのように示されておりますでしょうか。専門職でなくてはならないというように決められているかどうかをお尋ねいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 ガイドラインにおけるチェックリストの活用でございますが、留意事項として記載がございますのは、窓口では必ずしも専門職でなくてよいということや、基本チェックリストの活用実施の際には、質問項目とあわせ、本人の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で判断すると留意事項に示されているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 このチェックリストの活用にあたって、窓口の担当者は専門職でなくてもよいとガイドラインで記されております。

それから、当然のことながら、本人の意向を聞き取ることということもあわせて示されているということでありまして、もちろん本人の意向はよく聞き取っていただいて、実情に応じて運用していただくのが当然でありますし、できる限り、専門職を配置する知識や経験にたけた方にその役割を果たしていただきたいと思いますところでもありますけれども、ガイドラインに従って、その

ままガイドラインのとおりに進めていくということは危険な側面がありまして、例えば、専門職でない、余り知識もないような窓口の担当者が介護保険の利用を希望して相談しに来た高齢者やその家族に対して、新しい総合事業の利用へと誘導をすることができてしまう。そして、介護保険を使わせない、遠ざけてしまうということも可能になるんですね。

厚生労働省のガイドラインでは、このチェックリストを活用して要介護認定の手続を省略して、介護保険制度上の要支援者そのものを減らすという方策が示されているんです。

私が見せていただいている限り、岬町の高齢福祉課、介護保険の担当の方々は非常に熱心に、親身だと受けとめているんですね。

ですので、実際に岬町の窓口でそういったことが行われるというのは考えづらいんですけども、制度上、そういうことは可能になってしまっていて、おまけに政府がその促進をねらっているということは明らかでありますから、こんなことが行われて、意図的な介護保険制度の利用から締め出しが行われるということになれば、専門職による介護サービスをこれまで受けてきたことで、また、これからも受けていくことで自立した生活を維持できている高齢者の状態の悪化につながりかねないということを懸念するものであります。

1つお尋ねをしますけれども、岬町の窓口では、専門職を配置する考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それで、今、1つと言いましたけど、もう1つ聞いておきます。

窓口での対応についてはチェックリストを先行させて、選別するようなことは行う考えがないか、この2つをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　まず、専門職の配置でございますが、高齢福祉課介護保険係、また高齢福祉係も含めまして、地域包括支援センターを統括しておりますので、その中で専門職が配置されております。

その専門職等で対応は可能かと考えてございます。

それと、ガイドラインの件でございますが、総合事業の利用に当たっての手続につきましては、福祉用具対応等の保険給付を併用する場合は介護認定申請が必要となっております。

一方で、総合事業のみを利用する場合には、要介護認定をせずに基本チェックリストを用いて事業対象者とするのが可能となりますが、この場合でも要介護認定を希望する場合にはいつでも申請は可能となっております。

この点を踏まえまして、窓口では丁寧に介護が必要な状況や必要な介護サービスなどをお聞き

した上で介護認定申請をしていただくのか、基本チェックリストをしていただくのか、どちらかを申請者で選んでいただけるよう、丁寧に説明を行う予定としてございますので、議員ご心配、ご指摘のような事態にはならないと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 「議員ご心配のようなことにはならないと思います。」とおっしゃいました。それが現実のこととなるように、きちんと履行していただきたいと思います。

恐らく、私が何を心配しているのかということはよくご理解いただいたと思います。そのことに対して丁寧に説明もし、要介護認定が必要な方に対してはそれを促すということを今おっしゃったのだらうと思いますので、そのように運用をしていただきたいと思います。

それから、専門職による対応は可能とおっしゃいましたけれども、条件があるかないかを尋ねているのではなくて、きちんと相談に来られた方に対しては、必ず専門職の方が対応をされるように、そこは努力が必要などころもあるかもしれませんが、ぜひそのように対応をしていただきたいと思います。

それで、私の心配は少し軽くなりましたので、最後に、新しい制度のもとでは、要支援状態からの自立というものも目指しております。先行実施している自治体の例を少し申し上げたいと思います。

先行実施している自治体はさまざまありますけれども、その中で、実態としては介護サービスの利用の打ち切りにつながっているという例も発生しているんですね。

ある市では、新しい総合事業に移行させられた要支援の利用者に対して、ホームヘルパーもデイサービスも利用していたんですけども、打ち切りました。そして、そのかわりにということで、その市が民間に委託している健康教室への参加をどうぞと促しまして、事実上、介護サービスから卒業させるといった事例が発生しました。

この方は70代の後半で、脳梗塞による半身麻痺がありまして、転倒のおそれがあるために歩行には見守りや介助が必要な状態です。

介護サービスが必要な方であることは明らかではないかなと思うのですが、この強制的な卒業が問題となりまして、市の担当部長はその誤りを認めたというところでありまして、ただ、この市についてはこういった事例はこの1件だけではなかったということでもあります。

また、ほかの市においては、介護サービスを受けたいという窓口への相談に対して、市の財政が厳しいとか、家族がいて、本人も元気なんだから、今すぐ介護保険を利用しなくてもいいのじゃないなどと言って、事実上、介護保険を利用させない、水際作戦ともいべき事態が発生して

おります。

そういったところでは、高齢化率が上昇しているにもかかわらず、要介護認定率は低下をしております。

もちろん、自立した生活を送れる高齢者が増えることは大変望ましいところではありますが、介護サービスが必要な高齢者から介護保険制度を取り上げて締め出すのは誤りであることは明らかです。このことは当事者のみならず、その家族にとって深刻な事態を招くことは明らかです。

今回の制度改定の狙いが財源抑制にあるということもはっきりしておりまして、岬町でも、今ご紹介したような事例が今後発生するのではないかと懸念をするものであります。

さっき少し安心させていただきましたけれども、それは手続面の問題で、ご心配ありませんということでありましたが、さらにその先にこういう心配もありまして、岬町では、今申し上げたような強制的な介護サービスからの卒業、また、利用するに当たって水際作戦のようなことをして介護保険を利用させないと、そんなような事態は発生することはないと、この場で断言をしていただけますか。どうでしょうか。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　議員、ただいま先行市の事例もご紹介をいただきましたが、先行市の事例がどのようなケースであったのか存じませんので、その可否は答弁はできませんけれど、全国的に見まして、1,579保険者のうち、平成27年度中に実施した保険者は273保険者、17.9%。また、平成28年度中に実施した保険者は311保険者で19.7%。残りの953保険者が平成29年度実施。また、実施未定期と答えた団体も32保険者あると厚生労働省では発表されております。

今まで、いつまでも健康で長生きできることが理想でございまして、何らかの病気やけが、また生活不活発発病などにより要支援状態となった方のケアプランにおきましては、その要因が何であるかというのを分析し、自立した生活を送っていただくよう目標を定めサービスを提供しております。

その中で、自立阻害となってくる要因を改善していくことでサービスを利用しなくても生活していけることを目標として日々、地域包括支援センターのケアマネジャーは支援を行っているところでございます。この要因を改善していく、そして、自立に向けて支援をしていくということでございます。

これまでも利用者それぞれの状態に応じてケアマネジャーが利用者や家族、また、そのほか医療機関や介護保険事業所と連携し、サービス担当者会議を実施してサービスを利用していただい

ております。

このことから、新しい総合事業におきましても、介護サービスの打ち切りを目的としたケアプランの作成はあり得ないと考えてございますので、議員ご指摘のような事例は発生しないと考えております。

ただ、先程も申しましたように、自立阻害となっている要因を改善していくことが目的でございますので、この改善が見られた場合には移行もあり得ると考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えいただいたことも少し安心いたしました。

実態に即して、関係者が自立に向けて支援をされていると、その努力も今の答弁で感じたところでありまして、真の自立という言葉はおかしいかもしれませんが、自律を阻害している要因が取り除かれたという形でサービスが必要なくなるというのは、それが一番望ましいものでありますから、そういうものでないような打ち切りを目的としたようなケアプランの作成等を行うことは考えられないと、あり得ないというご答弁でしたので、それは結構かと思えます。

本日、いろいろ聞かせていただきまして、初めに確認をさせていただいたとおり、この介護の分野では、既に、保険あってサービスなしというような実態が進んでいるわけでありまして。

来年度以降、その方針がさらに強められようとしているということもご理解いただけたところかなと思っております。

ご答弁いただいた事柄は、主に利用者の立場、また利用者を支える家族の立場に立った方策を中心的にはお考えだというように理解をするものでありますので、岬町として利用者とその家族を支えるという役割をしっかりと引き続き果たしていただくことを改めて求めて私の質問を終わりたいと思えます。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす6月8日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後3時57分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年6月7日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 松 尾 匡

議 員 反 保 多喜男